

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成29年4月1日
(第34期) 至 平成30年3月31日

株式会社 WOWOW

(E04427)

第34期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して、平成30年6月22日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものです。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 WOWOW

目次

頁

表紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1. 主要な経営指標等の推移	2
2. 沿革	4
3. 事業の内容	6
4. 関係会社の状況	7
5. 従業員の状況	8
第2 事業の状況	9
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	9
2. 事業等のリスク	16
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	19
4. 経営上の重要な契約等	24
5. 研究開発活動	24
第3 設備の状況	25
1. 設備投資等の概要	25
2. 主要な設備の状況	25
3. 設備の新設、除却等の計画	25
第4 提出会社の状況	26
1. 株式等の状況	26
(1) 株式の総数等	26
(2) 新株予約権等の状況	26
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	26
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	26
(5) 所有者別状況	27
(6) 大株主の状況	27
(7) 議決権の状況	28
2. 自己株式の取得等の状況	28
3. 配当政策	29
4. 株価の推移	29
5. 役員の状況	30
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	36
第5 経理の状況	46
1. 連結財務諸表等	47
(1) 連結財務諸表	47
(2) その他	74
2. 財務諸表等	75
(1) 財務諸表	75
(2) 主な資産及び負債の内容	83
(3) その他	83
第6 提出会社の株式事務の概要	84
第7 提出会社の参考情報	85
1. 提出会社の親会社等の情報	85
2. その他の参考情報	85
第二部 提出会社の保証会社等の情報	86

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月22日
【事業年度】	第34期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
【会社名】	株式会社WOWOW
【英訳名】	WOWOW INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 晃
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目2番20号
【電話番号】	03(4330)8097
【事務連絡者氏名】	I R 経理局長 尾上 純一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂五丁目2番20号
【電話番号】	03(4330)8097
【事務連絡者氏名】	I R 経理局長 尾上 純一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近5連結会計年度に係る主要な連結経営指標等の推移

回次		第30期	第31期	第32期	第33期	第34期
決算年月		平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高	(百万円)	70,274	72,631	75,296	78,253	81,574
経常利益	(百万円)	7,545	10,371	9,516	10,282	10,698
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	4,766	6,619	6,707	6,800	7,360
包括利益	(百万円)	4,984	7,037	5,946	6,974	7,423
純資産額	(百万円)	34,203	40,430	44,646	49,731	54,994
総資産額	(百万円)	52,797	62,991	63,452	81,461	87,083
1株当たり純資産額	(円)	1,267.20	1,497.91	1,654.10	1,842.49	2,037.52
1株当たり当期純利益	(円)	168.16	245.24	248.52	251.94	272.70
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	64.8	64.2	70.4	61.0	63.2
自己資本利益率	(%)	14.1	17.7	15.8	14.4	14.1
株価収益率	(倍)	10.9	15.7	9.6	15.3	12.3
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	5,544	9,309	5,331	12,202	9,421
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△3,118	△3,311	△2,669	△2,543	△7,238
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△5,452	△810	△1,696	△2,020	△2,343
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	10,192	15,521	16,526	24,157	23,991
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(名)	391 [716]	392 [695]	419 [714]	435 [671]	509 [619]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

3. 当社は、平成27年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第30期（平成26年3月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。なお、第31期（平成27年3月期）の株価収益率については、平成27年3月末時点の株価が権利落ち後の株価となっているため、権利落ち後の株価に当該株式分割の分割割合を加味して計算しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため、記載しておりません。

(2) 提出会社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第30期	第31期	第32期	第33期	第34期
決算年月		平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高	(百万円)	67,648	69,930	72,079	72,878	72,202
経常利益	(百万円)	7,183	9,917	8,940	9,879	10,205
当期純利益	(百万円)	4,546	6,261	6,350	6,463	7,025
資本金	(百万円)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
発行済株式総数	(株)	14,422,200	14,422,200	28,844,400	28,844,400	28,844,400
純資産額	(百万円)	29,338	35,220	39,205	43,905	48,800
総資産額	(百万円)	47,736	57,163	57,220	75,137	78,753
1株当たり純資産額	(円)	1,086.97	1,304.87	1,452.54	1,626.67	1,808.01
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	(円)	60.00 (-)	120.00 (-)	70.00 (-)	80.00 (-)	80.00 (-)
1株当たり当期純利益	(円)	160.40	232.00	235.28	239.48	260.28
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	61.5	61.6	68.5	58.4	62.0
自己資本利益率	(%)	15.7	19.4	17.1	15.6	15.2
株価収益率	(倍)	11.5	16.6	10.1	16.1	12.9
配当性向	(%)	18.7	25.9	29.8	33.4	30.7
従業員数	(名)	278	278	275	280	279

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

3. 当社は、平成27年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第30期（平成26年3月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。なお、第31期（平成27年3月期）の株価収益率については、平成27年3月末時点の株価が権利落ち後の株価となっているため、権利落ち後の株価に当該株式分割の分割割合を加味して計算しております。

4. 第32期1株当たり配当額には開局25周年記念配当額10円が含まれております。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため、記載しておりません。

2 【沿革】

放送衛星による民間衛星放送事業の免許申請は、昭和58年に13社から郵政省（現・総務省）に申請され、郵政省（現・総務省）の要請により社団法人経済団体連合会（現・一般社団法人日本経済団体連合会）が一本化調整を行った結果、テレビジョン放送申請12社を中心として、昭和59年12月25日、我が国初の民間衛星放送会社として当社は設立されました。

- 昭和59年12月 東京都港区虎ノ門に資本金73億円で日本衛星放送株式会社（現・㈱WOWOW）設立。
- 平成元年11月 コミュニケーションネームをWOWOWと決める。
- 平成2年4月 子会社 ㈱ワウワウプログラミング設立。
7月 子会社 ㈱ワウワウ・ミュージック・イン設立。
10月 江東区辰己に放送センター竣工。
11月 無線局本免許取得、直ちにサービス放送開始。
- 平成3年4月 放送衛星BS-3aを使ったBSアナログの営業放送開始。
呼出符号JO33-BS-TV、TAM、チャンネルBS-3。
10月 放送衛星BS-3bへ移行。チャンネルをBS-3からBS-5に変更。
- 平成4年8月 有料放送契約加入者が100万世帯を突破。
- 平成5年4月 ㈱放送衛星システムに出資（現・持分法適用関連会社）。
- 平成6年7月 本社事務所を中央区入船に移転。
- 平成8年1月 有料放送契約加入者が200万世帯を突破。
11月 本社事務所を港区元赤坂に移転。
- 平成9年8月 放送衛星BS-3bから放送衛星BSAT-1aへ移行。
呼出符号をJO23-BS-TV、TAMに変更。
- 平成10年2月 子会社 ㈱ワウワウ・コミュニケーションズ設立（現・㈱WOWOWコミュニケーションズ、連結子会社）。
10月 BSデジタル委託放送事業者として認定される。
11月 子会社 サンセントシネマワークス㈱設立。
12月 有料放送契約加入者が250万世帯を突破。
- 平成12年3月 子会社 ㈱ワウワウ・マーケティング設立。
辰己放送センター増築工事完了。
6月 子会社 ワウワウクラブ・ドットコム㈱設立。
7月 ㈱シーエス・プロジェクト設立。
12月 放送衛星BSAT-1bを使ったBSデジタル放送開始。チャンネルBS-9。
会社名を㈱WOWOW（登記上は㈱ワウワウ）に変更。
㈱シーエス・プロジェクトが東経110度CSデジタル放送委託放送事業者として認定される。
- 平成13年4月 東京証券取引所マザーズ市場に株式上場。
6月 ㈱シーエス・プロジェクトが㈱シーエス・ワウワウに会社名変更。
9月 子会社 ㈱ケータイワウワウ設立。
12月 ブロードバンド有料配信実験開始。
- 平成14年4月 ㈱シーエス・ワウワウが、営業放送を開始。
- 平成15年1月 登記上の商号を㈱ワウワウから㈱WOWOWに更正登記。
2月 子会社 サンセントシネマワークス㈱清算。
3月 子会社 ㈱ワウワウ・コミュニケーションズが埼玉県川口市に「WOWCOMカスタマー・ケア・センター」オープン。
6月 ㈱シーエス・ワウワウが登記上の商号を㈱CS-WOWOWに更正登記。
7月 子会社 ワウワウクラブ・ドットコム㈱清算。
8月 ㈱ワウワウ・コミュニケーションズが沖縄県那覇市に「WOWOWカスタマーセンター」設立。
- 平成16年3月 関連会社 ㈱ブラット・ワンが㈱スカイパーフェクト・コミュニケーションズと合併（持分法適用関連会社より除外）。
6月 資本準備金を取崩し資本の欠損填補に充当。
第三者割当増資実施。
7月 減資を実施し、資本の欠損填補に充当。
- 平成17年2月 ㈱ワウワウ・コミュニケーションズが㈱イー・テレサービスと合併。
3月 ㈱ワウワウプログラミング清算。
9月 子会社 ㈱ケータイワウワウ清算。

- 平成18年1月 ㈱CS-WOWOWを子会社化。
5月 子会社 ㈱ワウワウ・コミュニケーションズが北海道札幌市に「WOWOWカスタマーセンター」設立。
- 平成19年3月 子会社 ㈱CS-WOWOW清算。
子会社 ㈱WOWOWコミュニケーションズが減資を行い資本金478百万円となる。
- 平成20年12月 本社事務所を港区赤坂に移転。
- 平成23年3月 株式の上場市場を東京証券取引所市場第一部に変更。
7月 BSアナログ有料放送サービスを終了。
10月 フルハイビジョン・3チャンネル放送サービスを開始（WOWOWプライム・WOWOWライブ・WOWOWシネマ）。
- 平成24年7月 加入者限定無料番組配信サービス「WOWOWメンバーズオンデマンド」開始。
- 平成25年5月 関連会社 WHDエンタテインメント㈱（現・WOWOWエンタテインメント㈱、連結子会社）を子会社化。
- 平成26年3月 子会社 ㈱WOWOWマーケティングを清算。
4月 子会社 WHDエンタテインメント㈱が子会社 ㈱ワウワウ・ミュージック・インと合併（吸収合併存続会社：WHDエンタテインメント㈱）。
8月 子会社 WHDエンタテインメント㈱がWOWOWエンタテインメント㈱に会社名変更。
- 平成29年3月 ㈱アクトビラを子会社化。
4月 ㈱IMGICAティーヴィを子会社化。
10月 ㈱IMGICAティーヴィが㈱WOWOWプラスに会社名変更。

3 【事業の内容】

当社グループは、㈱WOWOW（当社）及び子会社4社、関連会社2社で構成され、放送番組を制作・調達し、これを放送衛星により有料でテレビ放送することを主たる業務とし、加入者の方々からの視聴料により、事業を運営しております。当社グループの当該事業における位置付けは下記のとおりであり、以下の区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一です。

(1) 放送

当社が番組の制作・調達を行い、放送衛星（BS=Broadcasting Satellite）を使ったBSデジタル有料放送サービス（デジタルフルハイビジョン・3チャンネル）を行っております。また、有料放送だけでなく、一部の放送時間帯においては無料の広告放送も行っております。ケーブルテレビ、通信衛星（CS=Communication Satellite）並びにIPTVといったBS以外の伝送路上の他社が運営するプラットフォームを通じても当社の番組を放送しております。

連結子会社の㈱WOWOWプラスは、BS、CS及びケーブルテレビを通じて、「シネフィルWOWOW」、「歌謡ポップスチャンネル」を放送しております。

連結子会社のWOWOWエンタテインメント㈱は、当社及び外部から委託を受け、番組中継収録等を行っております。

関連会社の㈱放送衛星システムは、当社が利用する放送衛星の調達とその運用を行っております。

関連会社の㈱ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズは、デジタル放送の限定受信システム（CAS）のICカードの発行・管理を行っております。

(2) テレマーケティング

連結子会社の㈱WOWOWコミュニケーションズは、当社及び外部から委託を受け、顧客管理及びテレマーケティングを行っております。

以上のほか、その他の関係会社として㈱フジ・メディア・ホールディングス及び㈱東京放送ホールディングスがあり、当社グループと当該2社の子会社との間に映像・放送関連の取引があります。

上記の企業集団の状況について事業系統図を示すと以下のとおりです。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱WOWOWコミュニケーションズ (注) 1	神奈川県 横浜市	478	テレマーケティング	100.0	当社の顧客管理サービス業務を委託しております。 役員の兼任・出向あり。
㈱WOWOWプラス (注) 1	東京都 港区	100	放送	100.0	当社よりコンテンツを提供しております。 役員の兼任・出向あり。
WOWOWエンタテインメント㈱ (注) 1	東京都 港区	225	放送	100.0	当社の番組中継収録業務を委託しております。 役員の兼任・出向あり。
(持分法適用の関連会社) ㈱放送衛星システム (注) 1、2	東京都 渋谷区	15,000	放送	19.6	当社が利用する放送衛星の調達と運用を行っております。 役員の兼任・出向あり。
(その他の関係会社) ㈱フジ・メディア・ホールディングス (注) 3	東京都 港区	146,200	認定放送持株会社	被所有 22.0	同社の子会社との間に映像・放送関連の取引があります。 役員の兼任あり。(注) 4
㈱東京放送ホールディングス (注) 3	東京都 港区	54,986	認定放送持株会社	被所有 16.8	同社の子会社との間に映像・放送関連の取引があります。 役員の兼任あり。

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 持分は100分の20未満ですが、実質的な影響に鑑み、関連会社としたものです。

3. 有価証券報告書を提出しております。

4. 同社の子会社の役員が当社役員を兼任しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (名)
放送	386 (1)
テレマーケティング	123 (618)
合計	509 (619)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員を記載しております。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間の平均雇用人員を記載しております。
3. 従業員数が前連結会計年度末と比べて74名増加しておりますが、その主な理由は、新たに㈱WOWOWプラスを連結子会社化したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成30年3月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
279	41.1	15.0	10,191

セグメントの名称	従業員数 (名)
放送	279
合計	279

- (注) 1. 従業員数は、就業人員を記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員のうち11名は嘱託、3名は株主各社等からの出向者です。

(3) 労働組合の状況

提出会社の労働組合は、平成4年12月11日に設立されました。連結子会社の㈱WOWOWコミュニケーションズの労働組合は、平成17年1月31日に設立されました。平成30年3月31日現在、組合員数は174名です(ユニオンシヨップ制)。なお、労使関係については概ね良好です。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 経営方針

当社グループは、「エンターテインメントを通じ人々の幸福と豊かな文化の創造に貢献する」を企業理念に掲げております。フルハイビジョン・3チャンネル放送では、上質な番組の充実を図るとともに、WOWOWらしさを追求したオリジナルコンテンツの制作に注力してまいります。また、ケーブルテレビ、CS放送、IPTVといったあらゆる伝送路で放送を行い、スマートフォンやタブレット端末などと連動した新規サービスを充実させます。また、新たに当社グループに加わった(株)WOWOWプラス及び(株)アクトビラと新たな顧客層の獲得やコンテンツのネット展開等においてグループシナジーを追求します。さらに、テレマーケティングサービスやコンタクトセンター運営業務などを加えた事業をグループ全体で展開することにより、放送にとどまらない総合エンターテインメントをお客さまに提供することを経営の基本方針としております。

(2) 経営戦略等

当社グループは、有料放送事業を中核事業とした「総合エンターテインメント・メディアグループ」として、卓越したエンターテインメントを創り出しお客さまに提供し、クリエイターにもお客さまにも魅力的な「場」となり、エンターテインメントの集積とその活用を促進して、継続的に成長することを目指しております。そのためにオリジナルコンテンツの幅を広げ、デジタルテクノロジーによってお客さまとのコミュニケーションを進化させます。その基本指針となる「中期経営計画（2017年度－2020年度）」を策定し、平成29（2017）年5月15日に発表しました。

当計画は、「WOWOWらしさを貫いた徹底的なコンテンツの差別化」、「マーケティング改革による顧客創造」、「サービスの更なる高度化」、「WOWOWグループとしての成長」の4点を軸としております。当社は、これに基づき、事業環境の変化に備え、良質なエンターテインメントを求めお客さまの多様なニーズに対応し、「総合エンターテインメント・メディアグループ」として成長するための取り組みを行ってまいります。

当計画期間を2021年度以降の成長のための種まきの期間と位置づけ、WOWOWらしさを追求したコンテンツの拡充とデジタルによるコミュニケーションの進化に注力します。当該費用投下によって獲得できるWEB会員を活用し、加入マーケティング活動を効率的・効果的に行うとともに新たなサービスを展開していくことで、2021年度以降の持続的な成長を目指します。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

有料放送事業における収益の源泉は、加入者からの視聴料であることから、新規加入件数、解約件数、累計正味加入件数が重要な経営指標となります。また、同一契約者による2ないし3契約目に対する割引制度「複数契約」の件数も重要な指標となります。

利益面では、収益の安定性を確保するため売上高経常利益率を重要な経営指標としております。中長期的には、累計正味加入件数の増加による収益増と安定的な利益率上昇トレンドの維持を最大目標としております。さらに、企業価値向上のために、中長期的視点からキャッシュ・フロー（営業活動によるキャッシュ・フロー）の創出を重要な経営指標としております。

(4) 経営環境

当社グループを取り巻く事業環境は、デジタルテクノロジーの進化によって急激に変化しており、年々競争激化の様相を強めております。

主な事業環境変化は以下の通りです。

- ・デジタルテクノロジーの進化による情報流通の激変とそれに伴う生活者のコンテンツ接触スタイルの多様化
- ・コンテンツ獲得競争激化
- ・コンテンツ流通のグローバル化の進展

これらの経営環境変化の中においても継続的な成長を維持し、これからの10年を戦うためのあらゆる準備をし、さらなる成長に向けた布石を打つために、その基本指針となる「中期経営計画（2017年度－2020年度）」を策定いたしました。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

中期経営計画（2017年度－2020年度）の2年目である平成30（2018）年度の当社グループの対処すべき課題は以下の4点です。

① WOWOWらしさを貫いた徹底的なコンテンツの差別化

映像コンテンツの視聴方法が増え、その楽しみ方が多様化する中、お客さまのWOWOWに対するご要望や嗜好は変化しています。お客さま目線を徹底し、お客さまや市場から得た情報を全社で共有し、番組開発から営業まで一貫した体制で臨み、お客さまの嗜好に合うWOWOWらしさを貫いた差別化された番組を提供し続けることが大きな取り組み課題です。

国内だけでなく世界の卓越したクリエイターとエンターテインメントが集まる場としての進化を追求し、新鮮な驚きと感動をお客さまに提供します。

② マーケティング改革による顧客創造

当社は、フルハイビジョン・3チャンネル化を機に、「大量加入・大量解約からの脱却」を実現すべく取り組み、成果を上げてまいりましたが、より一層効果的・効率的に新規顧客を獲得し、解約の低減を図り、正味加入件数を最大化することが大きな取り組み課題です。

デジタルテクノロジーを活用したマーケティング改革を行い、営業施策やプロモーションといったお客さまとのコミュニケーションを進化させ、「WOWOW WEB会員」（WEB会員規約に同意頂きIDを保有頂いているお客さまのことで、無料で登録可能）を拡大して、効率的に潜在顧客層にアピールすることにより、新規加入獲得につなげるとともに、加入者のお客さまには、タイムリーな番組レコメンドや番組情報提供により、多くの番組を視聴して頂き、解約の低減を図ります。

③ サービスの更なる高度化

お客さまの映像コンテンツの楽しみ方が多様化する中、WOWOWの放送サービスの高度化を図り、魅力を増す取り組みが課題です。そのためにインターネットでのチャンネル同時配信サービスを開始し、新たな顧客層を開拓するとともに、高精細放送（4K放送）を開始することで、よりプレミアムな映像体験を求めるお客さまのニーズにもお応えします。

また、IP技術を用いたテレビ受像機への安心・安全な映像配信サービスの開発にも取り組みます。

④ WOWOWグループとしての成長

新たに㈱WOWOWプラス及び㈱アクトビラを当社グループに加え、グループシナジーを早期に発揮して、WOWOWグループとしての成長を図ることが取り組み課題です。有料放送市場においてお客さまに提供する放送サービスの幅を広げることによる新たな顧客層の獲得やコンテンツのネット展開におけるシナジー効果等を目指します。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針について

① 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益(あわせて以下「企業価値・株主共同利益」といいます。)を継続的かつ持続的に確保し、向上させることを真摯に目指す者である必要があると考えております。

当社は、平成3(1991)年4月に日本初の民間有料衛星放送局として営業放送を開始して以来、放送衛星による有料放送事業を中核に据え、有限希少な電波を預かる放送事業者としての公共的使命を尊重し、「エンターテインメントを通じ人々の幸福と豊かな文化の創造に貢献する」との企業理念の下、有料放送事業及び映像コンテンツ業界において、その存在感を増して地位を揺るぎないものとするを戦略の柱に据え、上質なコンテンツ及び各種サービスを視聴者の皆さまに提供することによって顧客満足度を高めるとともに、株主の皆さま、視聴者の皆さま、従業員、取引先等当社を支えるステークホルダーとの間に強固な信頼関係を築くことに努めてまいりました。当社の企業価値の源泉は、顧客満足度の向上に資する上質なコンテンツ及び各種サービスを提供するために永年蓄積してきた、番組制作・編成ノウハウ、営業ノウハウ、顧客管理知識等、並びに、ステークホルダーとの強固な信頼関係にあるものと考えております。

したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、かかる当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことにより、企業価値・株主共同利益の確保・向上を真摯に目指す者でなければならないと考えます。

もっとも、当社は上場会社であるため、当社株券等は株主の皆さま及び投資家の皆さまによる自由な取引が認められております。したがって、当社株券等の大規模買付行為(下記③A.(A)で定義されます。以下同じです。)がなされた場合においても、これが企業価値・株主共同利益に資するものであれば、これを否定するものではなく、誰が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者になるかは、最終的には株主の皆さまのご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、昨今のわが国の資本市場においては、株主の皆さま及び投資家の皆さまに対する必要十分な情報や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは対象会社の取締役会が意見表明を行い、代替案を提案する等のための情報や時間を提供せず、突如として、株券等の大規模買付行為を強行する等といった事例が少なからず存在します。このような大規模買付行為の中には、真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等企業価値・株主共同利益を毀損する買付行為等もあり得るものと考えられます。

かかる企業価値・株主共同利益を毀損するおそれがある大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、当社を取り巻く中長期的な事業環境の変化を確実にとらえ、価値ある存在感を持った企業であり続けるため「VISION2020」を掲げています。「VISION2020」は、『エンターテインメント×エンゲージメント』を合言葉に、当社が今まで以上に独創的かつ先駆的な挑戦をつづけ、エンターテインメントの本質を追求すること、そして、当社の会員が、単なる受け手という関係から、会員同士がエンターテインメントへの造詣を深め、会員と当社、そして会員同士の強い結びつきを創造することにより、高感度な人々へ圧倒的に熱狂できるエンターテインメントを提供する総合エンターテインメント・メディア企業へと成長することをその内容としております。当社は、この「VISION2020」の実現へ向けて、中期経営計画（2014年度－2016年度）に続き、中期経営計画（2017年度－2020年度）を定めました。当計画では、有料放送事業を中核事業とした「総合エンターテインメント・メディアグループ」として、卓越したエンターテインメントを創り出してお客様に提供し、クリエイターにもお客さまにも魅力的な「場」となり、エンターテインメントの集積とその活用を促進して、継続的に成長することを目指しています。

「中期経営計画（2017年度－2020年度）」の具体的な内容については、当社ウェブサイト「中期経営計画の概要（2017年度－2020年度）」（<https://corporate.wowow.co.jp>）をご参照ください。

当社は、放送事業者として公共的使命を担っていることを十分に意識しつつ、以上の取り組みを通じて、株主の皆さま、視聴者の皆さま、従業員、取引先等当社を支える全てのステークホルダーとの信頼関係を積極的に構築し、企業価値・株主共同利益の継続的かつ持続的な確保・向上を目指してまいりました。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの状況」をご参照ください。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成24(2012)年5月15日開催の取締役会において、企業価値・株主共同利益を確保し、向上させることを目的として、当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)(以下「原プラン」といいます。)を導入を決定し、同年6月21日開催の当社第28回定時株主総会において、出席株主の皆さまのご賛同を得て承認可決いただきました。

当社は、その後も引き続き、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、企業価値・株主共同利益をより一層確保し、向上させるための取り組みとして、原プランの内容について更なる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果、当社は、平成27(2015)年5月15日開催の当社取締役会において、同年6月23日開催の当社第31回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において当社定款第22条第1項に基づき出席株主の皆さまの議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本定時株主総会の終結時に有効期間が満了する原プランに替えて、下記A. に概要を記載する「当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)を導入することを決定し、本定時株主総会において、出席株主の皆さまの議決権の過半数のご賛同を得て承認可決いただきました。

本プランは、企業価値・株主共同利益を確保・向上させることを目的として、大規模買付行為の提案を検討するために必要十分な情報と相当な時間を確保し、最終判断を行う当社株主の皆さまが、大規模買付行為の提案の内容を十分に理解し、適切な判断が行えるようにし、もって企業価値・株主共同利益を損なうおそれのある大規模買付行為を行う者により当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして導入されたものです。

本プランの概要は、以下のとおりです。なお、本プランの詳細については、当社のウェブサイト(<https://corporate.wowow.co.jp>)「コーポレート・ガバナンス」内の「当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」の継続に関するお知らせ」をご参照ください。

A. 本プランの概要

(A) 大規模買付ルールの設定

本プランは、次の(a)から(c)までのいずれかに該当する行為又はこれらに類似する行為(このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合に適用されます。

- (a) 当社が発行者である株券等について、株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- (b) 当社が発行者である株券等について、株券等所有割合と特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- (c) 上記(a)又は(b)に規定される各行為がなされたか否かにかかわらず、当社が発行者である株券等の特定の保有者と当社が発行者である株券等の他の保有者（複数である場合を含みます。以下本(c)において同じです。）との間に共同保有者に該当することとなるような関係を形成する合意その他の行為、又は当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を形成する行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の保有者の株券等保有割合と当該他の保有者の株券等保有割合との合計が20%以上となるような場合に限ります。）。なお、本(c)に該当する行為（以下「大規模買付行為(c)」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合には、当該特定の保有者、当該他の保有者及び上記行為をするその他の者はいずれも「大規模買付者」に該当するとみなして、本プランが適用されるものとします。

(i) 意向表明書の提出

大規模買付者には、まず、大規模買付行為に先立ち、当社宛に、大規模買付行為の概要その他所定の事項を記載した意向表明書を提出していただきます。

当社は、意向表明書を受領した旨及び当社株主の皆さまのご判断のために必要と認められる事項を適切な時期及び方法により公表します。

(ii) 必要情報の提供

当社取締役会は、大規模買付者に対して、意向表明書を受領した日から5営業日以内に、当社取締役会がその意見形成等のために必要な情報として大規模買付者に提供を求める情報（以下「必要情報」といいます。）を記載したリスト（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付します。大規模買付者には、必要情報リストの各事項に対応する必要情報を日本語で記載した書面を当社宛に提出していただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から提供していただいた情報を精査し、弁護士、公認会計士、税理士、投資銀行等の外部専門家（以下「外部専門家」といいます。）の助言も得た上、必要情報として不足していると判断した場合には、大規模買付者に対して、必要情報が揃うまで追加の情報を提供するよう要請します。

なお、当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた情報のうち、当社株主の皆さまのご判断のために必要と認められる事項を適切な時期及び方法により公表します。

また、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が必要情報の提供として十分であり、必要情報の提供が完了したと合理的に判断した場合には、速やかにその旨を大規模買付者に対して通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、適切な時期及び方法により公表します。

(iii) 取締役会検討期間の設定等

当社取締役会が情報提供完了通知を行った後、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、原則として、最大60日間又は最大90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）とします。ただし、やむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は独立委員会に対して、取締役会検討期間の延長の必要性及び理由を説明の上、その是非について諮問するものとし、独立委員会の勧告を最大限尊重して、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会検討期間を延長することができるものとします。ただし、延長は原則として一度に限るものとし、延長の期間は最長30日間とします。当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合には、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適切な時期及び方法により公表します。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適切な時期及び方法により公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆さまに代替案を提示することもあります。大規模買付者は、取締役会検討期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

(B) 大規模買付行為への対応方針

(a) 対抗措置発動の条件

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会は、企業価値・株主共同利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものとします。なお、かかる場合、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問するものとし、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。当社取締役会が対抗措置を発動することを決議した場合には、速やかに当該決議の内容を公表します。

上記にかかわらず、対抗措置の発動の是非につき株主の皆さまの意思を直接確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆さまの意思を確認させていただくことができるものとします。なお、対抗措置の発動の是非につき株主の皆さまの意思を確認するための株主総会を招集することを独立委員会が勧告した場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、株主総会が開催された場合には、対抗措置の発動について当該株主総会の決議に従うものとします。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。

ただし、当社取締役会は、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の取得を行っている場合等当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することがあります。なお、かかる場合、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問するものとし、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。当社取締役会が対抗措置を発動することを決議した場合には、速やかに当該決議の内容を公表します。

上記にかかわらず、対抗措置の発動の是非につき株主の皆さまの意思を直接確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆さまの意思を確認させていただくことができるものとします。なお、対抗措置の発動の是非につき株主の皆さまの意思を確認するための株主総会を招集することを独立委員会が勧告した場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、株主総会が開催された場合には、対抗措置の発動について当該株主総会の決議に従うものとします。

当社取締役会は、取締役会検討期間終了後60日以内に株主総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程するものとします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動が否決されるまで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(b) 対抗措置の内容

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

当社が対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合には、株主の皆さまに対し、その保有する普通株式1株につき1個の割合で本新株予約権を無償で割り当てます。そして、本新株予約権については、(a)大規模買付者、(b)大規模買付者の共同保有者、(c)大規模買付者の特別関係者、若しくは(d)これら(a)乃至(c)の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(e)これら(a)乃至(d)に該当する者の関連者は非適格者として行使することができない旨の差別的行使条件を定めるものとしております。また、本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得の対価として、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得することができる旨の条項(取得条項)を付する場合があるものとします。

(c) 独立委員会の設置及び諮問等の手続

本プランにおいて、大規模買付行為(c)への該当性の有無、取締役会検討期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非及び発動した対抗措置の維持の是非については、当社取締役会が最終的な判断を行います(ただし、株主総会を招集する場合には、当該株主総会の決議に従います。)が、その判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本プランの合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役及び社外監査役の中から選任されるものとします。

当社取締役会は、大規模買付行為(c)への該当性の有無、取締役会検討期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非及び発動した対抗措置の維持の是非について独立委員会に諮問するものとし(ただし、対抗措置の発動の是非につき本プランに従い当該諮問を経ることなく株主総会を招集する場合を除きます。)、独立委員会は、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で、当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

また、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が必要情報として十分であるか否かについて疑義がある場合、株主の皆さまに対して当社取締役会が代替案の策定等をする場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、本プランにおいて独立委員会への諮問が必要とされている事項以外についても、任意に独立委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、独立委員会は、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

当社取締役会は、独立委員会に諮問した事項を決定するに際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

(D) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、(a)当社株主総会において本プランを廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は、(b)当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止又は変更されるものとします。

また、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同利益の確保・向上に必要である場合には、独立委員会の承認を得た上で、基本方針に反しない範囲で本プランを変更することがあります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実その他の事項について、適切な時期及び方法により公表します。

B. 株主の皆さま及び投資家の皆さまへの影響

(A) 本プランの導入時に株主の皆さま及び投資家の皆さまに与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主の皆さま及び投資家の皆さまの権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(B) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆さま及び投資家の皆さまに与える影響

当社株主総会又は取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、株主の皆さまに対し、その保有する当社普通株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償割当ての方法により割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆さまが保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆さまの有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社株主総会又は取締役会が、本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は撤回を決定した場合には、株主の皆さまが保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆さまは、株価の変動により損害を被る可能性があります。

(C) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主の皆さま及び投資家の皆さまに与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主の皆さま及び投資家の皆さまの有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

もっとも、株主の皆さまが権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金額の払込その他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆さまによる本新株予約権の行使により、法的権利等に希釈化が生じる場合があります。

また、大規模買付者に当たらない外国人等に該当する株主の皆さまに対し、本新株予約権と引換えに新たな新株予約権その他の財産の交付がなされた場合には、原則として、当該株主の皆さまの有する経済的価値の希釈化は生じませんが、かかる財産の交付がなされる限りにおいて、当該株主の皆さまの議決権比率には影響が生じる可能性があります。

なお、当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までに、当社が本新株予約権の無償取得を行うことがあります。この場合には、株主の皆さまが保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆さまは、株価の変動により損害を被る可能性があります。

④ 上記②の取り組みについての当社取締役会の判断

上記②の取り組みは、当社の企業価値・株主共同利益を確保・向上させることを目的とするものです。かかる取り組みを通じて、当社の企業価値・株主共同利益を確保・向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値・株主共同利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為は困難になるものと考えられますので、上記②の取り組みは、上記①の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記②の取り組みは、上記①の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値・株主共同利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

⑤ 上記③の取り組みについての当社取締役会の判断

上記③の取り組みは、大規模買付行為の提案を検討するために必要十分な情報と相当な時間を確保し、最終判断を行う当社株主の皆さまが、大規模買付行為の提案の内容を十分に理解し、適切な判断が行えるようにするためのものであり、当社の企業価値・株主共同利益を確保・向上させることを目的とするものです。上記③の取り組みは、そのような情報と時間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び、当社の企業価値・株主共同利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為を行う大規模買付者に対して、必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものとしています。したがって、上記③の取り組みは、このような大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、かかる取り組みは、上記①の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みです。また、上記③の取り組みにおいては、その導入に際して株主の皆さまの意思を確認する手続を採用し、合理的かつ客観的な対抗措置発動の要件の設定がされていること、当社取締役会の諮問機関として、当社の業務執行を行う取締役から独立した社外取締役及び社外監査役からなる独立委員会を設置し、対抗措置の発動の是非の判断に際しては、その勧告を得た上、これを最大限尊重すべきとされていること等により当社取締役会の恣意的な判断を排除する等、上記③の取り組みの合理性及び公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記③の取り組みは、上記①の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値・株主共同利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注) 本プランの有効期間は、平成30年6月21日開催の第34回定時株主総会の終結の時までとなっておりますが、当社は平成30年5月15日開催の取締役会において、本プランを継続しないことを決議しております。

なお、本プラン廃止後も、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保・向上については引き続き取り組みむとともに、当社株券式等の大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模大量買付行為の是非を株主の皆様様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆さまの検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他の関係法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 加入者獲得・維持に関わるリスク

当社の主要な収入は、加入者からの視聴料収入であることから、新規加入者の獲得及び解約による正味加入者数の増減が、当社の収入と利益を大きく左右いたします。

家計における可処分所得や情報サービス関連支出には一定の限界があると考えられるため、多種多様なメディアが提供する情報サービス間の競合、景気動向または災害の影響など外部環境の変化によって、有料放送に振り向けられる支出割合や優先度が変化し、当社の加入件数に係る計画に影響が生じる可能性があります。

また、1日24時間のうちテレビ視聴に費やす時間にも一定の限界があると考えられます。多メディア、多チャンネル化の中で当社の番組を視聴する時間が抑制され、当社の加入者獲得計画に影響が生じる可能性もあります。

一方で、今後、BS放送事業者、CS放送事業者、ケーブルテレビ事業者、IPTVサービス、インターネット動画配信サービスを展開する通信事業者などとの加入者獲得競争が一層強まることが予想されます。当社の計画以上に広告宣伝及び販売促進などの加入推進活動の強化が必要になった場合は、このコストが当社の経営に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 加入代理店等に関わるリスク

当社はケーブルテレビ事業者と同時再送信同意契約を締結し、ケーブルテレビ経由での加入獲得を推進しておりますが、ケーブルテレビ事業者の事業内容がテレビ以外にインターネット接続や電話などの通信分野に拡大する中で、個々のケーブルテレビ事業者の経営方針によっては、必ずしも当社の事業計画どおりにケーブルテレビ経由の新規加入者を獲得できない可能性があります。

また、当社は家電量販店、チェーンストア及び家電メーカー販売会社などと特約店業務委託契約を締結の上、当該特約店の管理下に代理店を登録し、当該特約店・代理店を通じて加入者獲得を推進しています。この特約店・代理店は、当社の加入者獲得だけを専業として行っているわけではなく、自社商品の販売や他の有料放送事業者の加入獲得との競合によっては、当該特約店・代理店の当社のための加入獲得活動が停滞するなどの理由により、当社の加入者獲得が事業計画どおりに進展しない可能性があります。

(3) BS（放送衛星）利用に関わるリスク

BS自体に発生するリスクには、軌道上のBSが正常に作動するかどうか、隕石や宇宙の塵などとの衝突、その他軌道上における事故によって故障しないかどうか、BSの設計寿命に相当する期間その機能を維持、継続することができるかどうかなどがあります。

BS放送サービスは、BS自体の不具合、又は地球局の天災、あるいは人為的な原因の事故により停止することがあります。これら不具合又は事故により放送サービスが停止した場合、当社は加入者からクレームを受ける可能性があります。サービス停止の期間が一定期間を超えると収入が見込めなくなる場合もあり、その場合は当社の経営に悪影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクを低減するため、予備衛星を打ち上げることによりバックアップ体制をとっております。

(4) 当社の地上設備に関するリスク

当社が所有する設備、或いはリースした設備に不具合が生じたり、地震などの不可抗力により当該設備に損害が発生する可能性があります。

これらの設備のうち、特に番組編成・放送運行システム、顧客管理システムなどの設備に重大な不具合が生じた場合には、放送サービスの停止、料金徴収等の顧客管理業務の停止などの事態が発生する可能性があります。

こうしたリスクを低減するため、これらの設備はそれぞれ現用系統のほか、予備系統や予備データを有し、二重化あるいは三重化された設備になっています。現用系統に不具合が生じても、即時に予備系統に切り替えることで、障害を最小限に止める対策を講じております。

(5) B-CASカードのセキュリティに関わるリスク

当社は、BSデジタル放送で使用するB-CASカードに関しては、持分法非適用関連会社の(株)ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ（以下、B-CAS社という）と、カード使用契約並びに暗号化業務の委託契約を締結しております。B-CAS社は、B-CASカードのセキュリティに関し技術的措置を講じており、更なるセキュリティ向上策を検討しておりますが、ICカードであるB-CASカードのセキュリティが破られ、

当社の有料サービスの課金を免れる可能性があります。違法なB-CASカードを無効にできない事態が生じた場合、当社の経営に悪影響を与える可能性があります。

(6) コンテンツに関わるリスク

当社は営業放送開始以来、総合エンターテインメントを主軸に放送その他のサービスを提供しており、時代の流れに沿って、視聴者の要望に応え、かつ満足を得られるような各種コンテンツの調達と制作に努めております。

当社としては、有料放送に適切なコンテンツを、安定して視聴者に供給することを第一義と考え、契約先との関係強化などの対策に注力してまいりますが、現在放送しているコンテンツのすべてが、将来にわたっても継続的に確保できるという保証はありません。あるコンテンツの放送を継続できなくなった場合、それに不満な加入者が加入契約を解約する可能性があります。

また、BSデジタル放送、CSデジタル放送、IPTV、インターネット動画配信など、有料・無料の新しい映像系サービスの増加に伴い、コンテンツの獲得競争が激化しております。そのため、コンテンツ調達コストは全般的に高騰する傾向にあります。これらのコンテンツ調達コストの増加により、当社が取得を希望するコンテンツが調達できない、又は、割高なコンテンツを調達した結果、当社の経営に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに契約の更新に関しては、経済的条件や放送条件が折り合わないなどの理由により、各契約の更新が遅延する、又は各契約が更新できない可能性があります。

こうしたリスクを低減するために、自社制作能力の強化に努めております。

(7) 映画製作・配給投資に関わるリスク

当社は、当社で放送する映画の内容を充実させること及び当該映画の公開による各種収益を得ることを目的として、特定の映画作品に製作・配給投資を行っております。この映画製作・配給投資には、当社企画で他社からも製作出資を募るもの、他社企画の映画に出資者として参加するもの、さらに、日本国内又は特定地域における映画配給権のみに出資するもの、などがあります。投資した映画は、製作が終了するまでの間に、経済環境や映画の内容変更などさまざまな理由により製作費などが不足し、追加の投資が必要になるリスクがあります。

また、映画作品は、完成後の劇場公開、DVDその他のビデオグラムの販売、ペイ・パー・ビュー、ペイテレビなどの有料放送、地上波放送などの無料放送への放送権販売によって収益を得ますが、これらの公開及び販売状況により、映画作品への投下資金を回収できない可能性があります、さらには利益を得られない可能性もあります。

(8) 著作権などの知的財産権に関わるリスク

メディアのデジタル化に伴ってコンテンツの複製が容易になったため、私的録画以外の予想し得ない権利侵害行為（例えば違法コピーの販売）から映画やテレビ番組などの著作権を保護する目的で、違法に複製ができないような技術的保護手段が講じられております（コピーガード又はコピー・プロテクション）。そこで、当社は、放送権の権利元の要請に応じてコピーガードの信号を放送電波に付加して放送しております。

現時点ですべての権利元から前述のコピーガードのすべての方式について同意を得ておりますが、今後、技術の進歩により、放送権の権利元から新しいコピーガードの方法の採用を要求される、あるいは放送権許諾の条件とされる場合が考えられます。

また、著作権などの知的財産権には、当社のみならずコンテンツ制作者、コンテンツ供給者、コンテンツ販売代理店、受託放送事業者、受信機メーカーなどが関係しており、それぞれが自らの責任において権利侵害などを犯さぬよう努力しております。それにもかかわらず、著作権などの知的財産権をめぐる、関係者間で問題が発生して当社に波及した場合、当社の経営に悪影響を与える可能性があります。

(9) 放送関連法制度に関わるリスク

当社グループの事業は、我が国において多くの法的規制を受けており、総務大臣からの認定又は免許等の対象となっております。今後、放送関連法制度や総務省の判断が何らかの事情により当社に不利な方向に変更された場合、当社グループの経営に悪影響を与える可能性があります。また、当社グループが適用法令や許可条件に従わなかった場合、認定や免許が取り消され、事業を停止又は終了しなければならない可能性があり、当社グループは放送事業に関するサービスの提供または将来の新たな認定や免許取得が困難となる可能性が生じます。

当社グループの主要な業務に係る許認可等の取得状況は以下のとおりです。下記許認可は何れも5年毎の更新が必要であり、取消事由に該当する事象は発生していないものと認識しておりますが、当該許認可等が取り消された場合には、当社グループの事業活動に重要な影響を及ぼす可能性があります。

許認可等の名称	更新期限	内容
衛星基幹放送の業務認定	平成30年10月26日 平成31年6月16日 平成32年10月18日	基幹放送局提供事業者の保有する基幹放送局（人工衛星）を用いて放送を行うために総務大臣から受けた認定
B Sデジタル地球局免許	平成30年10月31日	地球局（渋谷・菖蒲）から、B Sデジタル放送信号をB Sデジタル放送衛星に向けて送信する無線局開設のために、総務大臣から受けた免許

- (注) 1. 衛星基幹放送の業務認定は主に以下の場合に取り消される、または取り消され得るとされています。
- 委託して放送をさせることによる表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするためのものとして総務省令で定める基準に合致しないものと総務大臣が判断した場合。
- 日本の国籍を有しない者、外国政府又はその代表者、外国の法人又は団体の者が、業務を執行する役員となった場合、又はこれらの者がその議決権の5分の1以上を占めた場合。
- なお、放送法では、このような状態に至ることとなるときは、外国人等からその氏名及び住所を株主名簿へ記載し、又は記録することの請求を受けた場合は、それを拒むことができると規定されています。
- また、放送法の規定により、外国人等の有する議決権が100分の15に達した場合は、その割合を6カ月ごとに公告いたします。
- 放送法又は電気通信役務利用放送法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者が役員となった場合。
- 電波法の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者が役員となった場合。
- 正当な理由がないのに、基幹放送業務を引き続き6カ月以上休止したとき。
- 不正な手段により認定又は変更の許可を受けたとき。
- 衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許がその効力を失ったとき。
2. B Sデジタル地球局免許は主に以下の場合に取り消される、または取り消され得るとされています。
- 日本の国籍を有しない者、外国政府又はその代表者、外国の法人又は団体の者が代表者となった場合、又はこれらの者がその役員の3分の1以上若しくは議決権の3分の1以上を占めた場合。
- 電波法または放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者が役員となった場合。
- 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6カ月以上休止したとき。
- 不正な手段により免許を受け、又は電波の型式、周波数等の指定の変更を行わせたとき。
- 電波法、放送法もしくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反し、それによる運用の停止等の命令又は制限に従わないとき。

(10) 加入者の個人情報保護に関わるリスク

当社は、加入者と締結した加入契約により取得した加入者情報・契約情報などの個人情報を管理するとともに、当該管理業務の一部を連結子会社の㈱WOWOWコミュニケーションズに委託しております。なお、当社及び㈱WOWOWコミュニケーションズは「一般財団法人日本情報経済社会推進協会」より、個人情報の適切な取り扱いを行う事業者が付与されるプライバシーマークの付与認定を受けております。

当社及び㈱WOWOWコミュニケーションズは、個人情報の管理に多大の注意を払い、個人情報をマーケティングなど適切な目的に使用する場合には、関係企業に守秘義務を負わせるなどの対策を徹底しております。それにもかかわらず、結果的に個人情報が当社や㈱WOWOWコミュニケーションズなどから漏洩した場合は、当社は加入契約に基づいて法的責任を負う可能性があり、個人情報保護が不十分であるとの社会的批判を受けることなどによって、当社の経営に悪影響を与える可能性があります。

(11) 為替レートの変動に関するリスク

当社が調達する放送番組には海外から現地通貨建てで購入する番組が含まれております。

当社は主要通貨間の為替レートの短絡的な変動による悪影響を最小限にするため通貨ヘッジ取引を行っておりますが、急激なレートの変動により当社の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります（一般的に他の通貨に対する円安は当社の業績に悪影響を及ぼし、円高は好影響をもたらします）。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 経営成績等の状況の概要

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移しているものの、海外の政治、経済動向に懸念が残るなど、先行き不透明な状況が続いております。

このような経済環境下、当連結会計年度における当社グループの業績は、新たに㈱WOWOWプラスを連結子会社化したことなどにより、売上高は815億74百万円と前期に比べ33億20百万円（4.2%）の増収となりました。営業利益は広告宣伝費などが増加したことなどにより、98億75百万円と前期に比べ2億65百万円（△2.6%）の減益、経常利益は為替差益計上により106億98百万円と前期に比べ4億15百万円（4.0%）の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は73億60百万円と前期に比べ5億60百万円（8.2%）の増益となりました。

当社グループは、放送衛星を使った放送事業に係るサービスを行う「放送」、放送事業に係る顧客管理を含む「テレマーケティング」の2つを報告セグメントとしております。各セグメントの経営成績は次のとおりです。

<放送>

当連結会計年度におきましては、オリジナルコンテンツ及び主要ジャンルの強化を行なうことで、徹底的なコンテンツの差別化に取り組みました。

オリジナルドラマでは、星野源主演「連続ドラマW プラージュ～訳ありばかりのシェアハウス～」、池井戸潤原作「連続ドラマW アキラとあきら」のほか、WOWOW×東海テレビ共同製作連続ドラマ「犯罪症候群」などが好評を得ました。

音楽では安室奈美恵デビュー25周年を記念して沖縄で開催されたライブや、「東方神起」、「V6」のライブなどが新規加入を牽引。スポーツでは、グランドスラム4大会を中心に年間を通じて放送したテニスや、ボクシング・井上尚弥選手の米国デビュー戦などが新規加入に貢献しました。

また、新たに㈱WOWOWプラスを連結子会社しました。同社は、BS、CS及びケーブルテレビを通じて、「シネフィルWOWOW」、「歌謡ポップスチャンネル」を放送しております。

以上の結果、当連結会計年度における放送セグメントの売上高は776億51百万円と前期に比べ42億19百万円（5.7%）の増収、セグメント利益は97億39百万円と前期に比べ3億44百万円（△3.4%）の減益となりました。

当連結会計年度の加入件数の状況は次表のとおりとなりました。

(単位：件)

	第33期 平成29年3月期	第34期 平成30年3月期	対前年差	対前年増減率
新規加入件数	578,193	590,649	12,456	2.2%
解約件数	559,682	537,432	△22,250	△4.0%
正味加入件数	18,511	53,217	34,706	187.5%
累計正味加入件数	2,823,185	2,876,402	53,217	1.9%
内) 複数契約(注)1	420,664	417,440	△3,224	△0.8%
内) 宿泊施設契約(注)2	12,156	60,652	48,496	398.9%

(注)1. 同一契約者による2契約目と3契約目については、月額2,300円(税抜)の視聴料金を900円(税抜)に割引しており、当該割引の対象となる契約を「複数契約」と呼称しております。

2. 宿泊施設の客室で視聴するための宿泊施設事業者との契約については、視聴料金を個別に定めており、当該契約を「宿泊施設契約」と呼称しております。

<テレマーケティング>

連結子会社の㈱WOWOWコミュニケーションズにおいて、テレマーケティング業務受託、各種コンタクトセンター受託運営等を行っております。当連結会計年度におけるテレマーケティングセグメントの売上高は、ECショップなどでのグッズ販売の減少などにより、売上高は77億9百万円と前期に比べ7億64百万円（△9.0%）の減収、セグメント利益は1億36百万円と前期に比べ78百万円（137.4%）の増益（前期は横浜拠点移転に伴う費用などが発生）となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）の期末残高は、前連結会計年度末に比べ1億65百万円減少し、239億91百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動の結果得られた資金は94億21百万円（前期比27億80百万円減）となりました。主なプラス要因は、税金等調整前当期純利益106億30百万円及び減価償却費30億45百万円の計上等であり、主なマイナス要因は、仕入債務の減少額33億41百万円及び法人税等の支払額29億円等です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動の結果使用した資金は72億38百万円（前期比46億95百万円増）となりました。主な要因は、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出29億82百万円、有形固定資産の取得による支出22億77百万円及び投資有価証券の取得による支出11億92百万円等です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動の結果使用した資金は23億43百万円（前期比3億23百万円増）となりました。主な要因は、配当金の支払額21億59百万円等です。

③ 生産、受注及び販売の実績

当連結会計年度における売上高実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	売上高（百万円）	対前年増減率（％）
放送	77,634	5.7
テレマーケティング	3,940	△18.3
合計	81,574	4.2

- （注） 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2. セグメント間の取引については相殺消去しております。
3. 主要な販売の相手先は一般視聴者であり、主な相手先別に記載するべきものではありません。
4. 放送セグメントには有料放送収入69,660百万円（対前年増減率△0.4％）を含んでおります。

加入件数の状況、加入方法及び有料放送の料金体系を示すと、以下のとおりです。

A 加入件数の状況

「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態及び経営成績の状況」における加入件数の状況をご参照ください。

B 加入方法

(A) デジタル機器（直接受信）による視聴の場合

加入申込は、カスタマーセンターでの電話による受付及びインターネット等を通じて顧客と当社が直接契約する形態と特約店業務委託契約をしている電器店等を通じて行う形態があります。

(B) ケーブルテレビ局経由による視聴の場合

加入申込は、当社が契約しているケーブルテレビ局を通じて行っております。

(C) スカパー経由による視聴の場合

加入申込は、スカパー J S A T ㈱を通じて行っております。

(D) ひかりTV経由による視聴の場合

加入申込は、㈱アイキャストを通じて行っております。

C 有料放送の料金体系

区分	視聴料	備考
衛星デジタル有料放送サービス	月額視聴料 2,300円 (プログラムガイド込み)	—
衛星デジタル有料放送サービスに更に衛星デジタル有料放送サービスを追加して有料放送契約を締結する場合の衛星デジタル有料放送サービス(複数契約)	月額視聴料 900円 (プログラムガイドなし)	ただし、同一世帯による同一口座から視聴料の引落しを受ける衛星デジタル有料放送サービス契約1契約につき新たな衛星デジタル有料放送サービス2契約までとする。

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

① 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表作成にあたって、決算日における資産・負債の数値並びに当該会計期間における収益・費用の数値に影響を与える見積り及び仮定設定を行います。

見積り及び判断の基礎としては、過去の実績や合理的と考えられる査定方式を採っております。実際の結果は、見積り特有の不確実性により、見積りと異なる場合があります。見積りに大きな影響を及ぼす重要な会計方針の主要なものは以下のとおりです。

A たな卸資産

当社グループのたな卸資産の大半を占める番組勘定の計上額及び費用計上については、その収入獲得への経済的効果から、費用収益の対応・番組ジャンル別効果を勘案し費用計上基準を設定しております。なお、「棚卸資産の評価に関する会計基準」に基づき、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

B 貸倒引当金

当社グループは、会計基準に基づく貸倒率による算定及び特定債権については、回収不能見込額を見積もった上で貸倒引当金を計上しております。しかしながら、景気の急激なる低下や特定顧客の財務状態の悪化により追加引当が必要となる可能性があります。

C 投資有価証券

当社グループは、長期的な取引関係維持または将来における事業の多角化を見据え、特定の有価証券を保有しております。これらの株式のうち、時価のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理をしております。時価を把握することが極めて困難と認められるものについて実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない限り、減損処理をしております。

将来の市況悪化または投資先の業績不振等により、現在簿価に反映されていない追加的な評価損の計上が必要となる可能性があります。

② 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

A 連結経営成績の推移

最近5期間における経営成績（重要な経営指標）は、以下のように推移しております。

回次	第30期	第31期	第32期	第33期	第34期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
新規加入件数 (件)	503,854	684,521	589,731	578,193	590,649
解約件数 (件)	486,828	576,635	541,387	559,682	537,432
正味加入件数 (件)	17,026	107,886	48,344	18,511	53,217
累計正味加入件数 (件)	2,648,444	2,756,330	2,804,674	2,823,185	2,876,402
内) 複数契約 (件)	404,979	410,184	417,873	420,664	417,440
売上高 (百万円)	70,274	72,631	75,296	78,253	81,574
経常利益 (百万円)	7,545	10,371	9,516	10,282	10,698
売上高経常利益率 (%)	10.7	14.3	12.6	13.1	13.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,544	9,309	5,331	12,202	9,421

平成26年3月期

累計正味加入件数の増加に伴い有料放送収入は前期に比べ増加しましたが、その他の収入が前期に比べ減少したことから、売上高は前期に比べ0.4%の減収となりました。前期には大型番組の放送を行ったため、番組費が前期に比べ減少したこと等により、経常利益は前期に比べ10.6%の増益、経常利益率は1.0ポイントの増加となりました。営業活動の結果得られた資金は前期に比べ21.3%の減少となりました。

平成27年3月期

累計正味加入件数増加に伴い有料放送収入が前期に比べ増加したこと等により、売上高は前期に比べ3.4%の増収となりました。番組費及び広告宣伝費等の効果的・効率的な投下等により営業費用が減少したことにより、経常利益は前期に比べ37.4%の増益、経常利益率は3.6ポイントの増加となりました。営業活動の結果得られた資金は前期に比べ67.9%の増加となりました。

平成28年3月期

累計正味加入件数増加に伴い有料放送収入が前期に比べ増加したこと等により、売上高は前期に比べ3.7%の増収となりました。番組等に戦略的な費用投下を行ったことにより営業費用が増加したため、経常利益は前期に比べ8.2%の減益、経常利益率は1.7ポイントの減少となりました。営業活動の結果得られた資金は前期に比べ42.7%の減少となりました。

平成29年3月期

累計正味加入件数増加に伴い有料放送収入が前期に比べ増加したことや、EC（電子商取引）ショップ等でのグッズ販売が増加したこと等により、売上高は前期に比べ3.9%の増収となりました。一方で、効果的・効率的な費用投下等により広告宣伝費等が減少したこと等により、経常利益は前期に比べ8.1%の増益、経常利益率は0.5ポイントの増加となりました。営業活動の結果得られた資金は前期に比べ128.9%の増加となりました。

B 当連結会計年度（平成30年3月期）の経営成績の分析

(A) 加入件数

当連結会計年度の新規加入件数は590,649件（対前年増減率2.2%）、解約件数は537,432件（同△4.0%）、新規加入件数から解約件数を差し引きました正味加入件数は53,217件の増加（同187.5%）となり、当連結会計年度末の累計正味加入件数は2,876,402件（同1.9%）と12期連続純増を達成しました。また、当連結会計年度末時点において、複数契約は417,440件（同△0.8%）、宿泊施設契約はルートインホテルズとの提携により60,652件（同398.9%）となりました。

(B) 売上高

売上高は有料放送収入は減少するも、新たに㈱WOWOWプラスを連結子会社化したことなどにより815億74百万円となり、前期に比べ33億20百万円（4.2%）の増収となりました

(C) 経常利益

経常利益は広告宣伝費などが増加するも、為替差損益が良化したことにより106億98百万円となり、前期に比べ4億15百万円（4.0%）の増益、経常利益率は、13.1%となりました。

(D) 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は94億21百万円となり、前期に比べ27億80百万円（△22.8%）の減少となりました。主なプラス要因は、税金等調整前当期純利益106億30百万円及び減価償却費30億45百万円の計上等であり、主なマイナス要因は、仕入債務の減少額33億41百万円及び法人税等の支払額29億円等です。

C 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループを取り巻く事業環境は、年々競争激化の様相を強めております。それに伴い事業運営のリスク要因等も多種・多様化しております。詳細につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」並びに「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

当社グループの売上高の源泉は加入者からの視聴料です。したがって、加入者を如何にして増やし続けるか、その為は何をするかが重要な課題であり、経営成績に重要な影響を与える要因です。さらに、当社グループの基幹事業は放送です。加入への誘引、加入していただいたお客さまの視聴の継続に大きく影響を及ぼすのは、放送の内容、番組、コンテンツです。質の高いコンテンツを獲得することは、必要不可欠であり、経営成績に重要な影響を与える要因です。

D 資本の財源及び資金の流動性について

(A) 当社グループの資金状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の期末残高は、前連結会計年度に比べ1億65百万円減少し、239億91百万円となりました。詳細につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ② キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(B) 財務政策

当社グループは、運転資金及び設備投資等の資金につきましては、自己資金により充当しております。

次期の運転資金及び設備投資資金につきましては、自己資金及び取引銀行4行と個別契約しております総額32億70百万円の当座貸越契約により確保しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループは、高品位でかつ多様なサービスを提供するために、放送事業者、通信事業者、メーカー、各種団体などと連携、規格化検討へ参加するなどの活動を中心に研究開発を推進しております。

当連結会計年度は、8月以降、非連結子会社である㈱アクトビラが有する技術基盤を活用してハイブリッドキャスト（放送と通信を連携させるサービスで、インターネット経由で豊富な情報をテレビ上に提供）によるテレビ向け動画配信の実証を開始し、実用化に向けたさらなる研究開発を進めています。

なお、研究開発費は当社グループ独自には計上しておりません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、有形固定資産24億48百万円であり、主なものは放送センターの社屋拡張工事17億34百万円です。また、無形固定資産は7億6百万円であり、主なものは顧客管理システムの更新等です。当連結会計年度の設備投資（有形・無形固定資産受入ベースの数値であり、金額には消費税等を含めておりません）の内訳は、次のとおりです。

(1) 有形固定資産

セグメントの名称	当連結会計年度（百万円）	前期比（％）
放送	2,428	277.8
テレマーケティング	20	7.0
合計	2,448	210.3

(2) 無形固定資産

セグメントの名称	当連結会計年度（百万円）	前期比（％）
放送	692	100.3
テレマーケティング	13	129.4
合計	706	100.8

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成30年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (名)
			土地 (面積㎡)	建物及び 構築物	機械及び 装置	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	合計	
本社 (東京都港区)	放送	本社設備	—	61	29	114	—	205	262
放送センター (東京都江東区)	放送	放送設備及びサーバー、ネットワーク機器	(9,292.27)	1,651	2,656	313	1,870	6,491	17

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記中（ ）内は借用面積です。

(2) 国内子会社

国内子会社については、主要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設等

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	114,000,000
計	114,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 （株） （平成30年3月31日）	提出日現在発行数 （株） （平成30年6月22日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	28,844,400	28,844,400	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	28,844,400	28,844,400	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増減 額（百万円）	資本準備金残 高（百万円）
平成25年10月1日 (注) 1.	14,277,978	14,422,200	—	5,000	—	2,601
平成27年4月1日 (注) 2.	14,422,200	28,844,400	—	5,000	—	2,601

(注) 1. 平成25年4月26日開催の取締役会決議に基づき、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

2. 平成27年2月27日開催の取締役会決議に基づき、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

(5) 【所有者別状況】

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	26	18	184	130	25	11,488	11,871	－
所有株式数（単元）	－	30,273	892	180,801	29,461	67	46,918	288,412	3,200
所有株式数の割合（％）	－	10.50	0.31	62.69	10.21	0.02	16.27	100.00	－

(注) 1. 自己株式1,853,318株は、「個人その他」に18,533単元、「単元未満株式の状況」に18株含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が6単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	東京都港区台場2-4-8	5,925,000	21.95
株式会社東京放送ホールディングス	東京都港区赤坂5-3-6	4,541,400	16.82
日本テレビ放送網株式会社	東京都港区東新橋1-6-1	2,616,400	9.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・株式会社電通口）	東京都港区浜松町2-11-3	1,400,800	5.18
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. （東京都港区港南2-15-1品川 インターシティA棟）	875,000	3.24
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-6	580,200	2.14
株式会社朝日新聞社	東京都中央区築地5-3-2	555,200	2.05
GOVERNMENT OF NORWAY （常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO （東京都新宿区新宿6-27-30）	376,200	1.39
株式会社テレビ朝日ホールディングス	東京都港区六本木6-9-1	346,000	1.28
株式会社テレビ東京	東京都港区六本木3-2-1	346,000	1.28
株式会社日本経済新聞社	東京都千代田区大手町1-3-7	346,000	1.28
株式会社読売新聞東京本社	東京都千代田区大手町1-7-1	346,000	1.28
計	－	18,254,200	67.63

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 1,853,300	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 26,987,900	269,879	—
単元未満株式	普通株式 3,200	—	—
発行済株式総数	28,844,400	—	—
総株主の議決権	—	269,879	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が600株含まれております。
また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社WOWOW	東京都港区赤坂五丁目2番20号	1,853,300	—	1,853,300	6.43
計	—	1,853,300	—	1,853,300	6.43

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	155	532,750
当期間における取得自己株式	—	—

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	1, 853, 318	—	1, 853, 318	—

3 【配当政策】

当社は、剰余金の配当等につきましては、下記の方針に基づき適切な配分を実施しております。

剰余金の配当につきましては、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略などを総合的に勘案して、内部留保の充実を図りつつ、継続的に安定的な配当を目指してまいります。

内部留保につきましては、競争力ある上質なコンテンツ獲得、放送設備の拡充、事業効率化のためのシステム投資などに活用してまいります。

また、自己株式の取得や消却など、自社株式の取扱いにつきましても、株主の皆さまに対する有効な利益還元のひとつと考えており、株価動向や財務状況などを考慮しながら適切に検討してまいります。

なお、当社は、平成18 (2006) 年6月27日開催の第22回株主総会におきまして、取締役会決議で剰余金の配当等を行う旨の定款変更をしております。これにより、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項につきましては、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることとしております。また、当社の配当の基準日につきましては、毎年9月30日及び3月31日としており、このほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができると定めておりますが、配当の回数については、基本方針を定めておりません。

これらの方針に基づき、当事業年度につきましては、配当金総額2, 159百万円、1株当たり80円の期末配当を平成30 (2018) 年5月15日開催の取締役会で決議いたしました。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第30期	第31期	第32期	第33期	第34期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高 (円)	386, 500 □3, 950	8, 450 ■3, 895	4, 225	4, 125	3, 850
最低 (円)	212, 000 □3, 115	3, 270 ■3, 690	2, 182	2, 266	3, 015

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

2. □印は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で行った株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

3. ■印は、平成27年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で行った株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年10月	11月	12月	平成30年1月	2月	3月
最高 (円)	3, 785	3, 570	3, 390	3, 575	3, 500	3, 470
最低 (円)	3, 485	3, 210	3, 190	3, 270	3, 225	3, 250

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5 【役員 の 状 況】

男性16名 女性 一名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	田中 晃	昭和29年9月12日生	平成12年6月 日本テレビ放送網(株) (現日本テレビホールディングス(株)) コンテンツ事業推進部長 平成15年6月 同社 編成部長 平成16年12月 同社 メディア戦略局次長 平成17年6月 (株)スカパー・パーフェクト・コミュニケーションズ (現スカパー J S A T(株)) 執行役員常務 平成20年10月 同社 執行役員専務 平成22年8月 (株)スカパー・エンターテイメント 代表取締役社長 平成25年6月 (株)スカパー J S A Tホールディングス 取締役 スカパー J S A T(株) 取締役執行役員専務 有料多チャンネル事業部門長 平成27年6月 当社 顧問 当社 代表取締役社長 (現任)	(注) 3	10,000
取締役 副社長	—	黒水 則顯	昭和29年6月30日生	平成13年7月 当社 執行役員プロデュース局長 平成14年12月 当社 人事局長 平成16年6月 当社 取締役経営企画局長 平成17年6月 当社 常務取締役経営企画局長 平成18年6月 当社 常務取締役放送・事業統括本部長 兼編成制作局長 平成19年6月 当社 取締役編成、制作、技術担当 平成20年6月 当社 取締役人事総務、コンプライアンス担当 平成23年6月 当社 常務取締役マーケティング、カスタマーリレーション、営業担当 (株)WOWOWマーケティング 代表取締役社長 平成25年4月 当社 常務取締役マーケティング、営業、デジタルコンテンツ担当兼マーケティング局長 平成26年6月 当社 顧問 (株)WOWOWコミュニケーションズ代表取締役社長 (現任) 平成30年6月 当社 取締役副社長 I R 経 理、 リ ス ク 管 理・コンプライアンス担当 (現任)	(注) 3	37,700
専務取締役	—	山崎 一郎	昭和33年2月20日生	平成10年10月 当社 営業局量販営業第三部長 平成13年4月 当社 営業局量販営業部長 平成15年4月 当社 顧客サービス局長 平成18年6月 当社 第一営業局長 平成19年6月 当社 営業企画局長 平成21年7月 当社 マーケティング局長 平成22年6月 当社 取締役マーケティング、営業担当 平成23年6月 当社 取締役人事総務、コンプライアンス担当 平成24年6月 当社 取締役人事総務、リスク管理・コンプライアンス担当 平成27年6月 当社 常務取締役人事総務、リスク管理・コンプライアンス担当 平成29年4月 当社 常務取締役マーケティング、営業担当 平成30年6月 当社 専務取締役人事総務、マーケティング、営業担当 (現任)	(注) 3	8,100

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
専務取締役	—	橋本 元	昭和37年9月25日生	平成15年4月 平成16年6月 平成17年6月 平成18年6月 平成19年6月 平成23年6月 平成27年6月 平成29年3月	当社 編成局編成部長兼アナウンスグループリーダー 当社 編成局長 当社 取締役放送統括本部編成制作局長 当社 取締役メディア戦略局長 当社 取締役経営戦略担当 当社 常務取締役経営戦略担当 当社 専務取締役経営戦略担当 (現任) ㈱アクトビラ 代表取締役社長 (現任)	(注) 3	24,100
常務取締役	—	坂田 進恒	昭和30年12月13日生	平成8年6月 平成10年6月 平成13年6月 平成15年6月 平成18年6月 平成20年6月 平成21年5月 平成25年5月 平成25年6月 平成28年6月	㈱毎日放送 技術局副部長 (音声・映像担当) 同社 技術局スタジオデスク 同社 技術局専任部長 (照明担当) 同社 技術局チーフテクニカルマネージャー (編成・制作・事業担当) 同社 技術局局次長 (映像・ポスプロ・CG担当兼経営戦略室) 同社 技術局制作技術センター長 同社 制作技術局長 当社 技術局付顧問 当社 取締役技術担当 当社 常務取締役技術担当 (現任) WOWOWエンタテインメント㈱ 代表取締役社長	(注) 3	3,300
常務取締役	—	大高 信之	昭和32年5月31日生	平成12年7月 平成13年4月 平成22年7月 平成23年1月 平成23年8月 平成24年7月 平成26年6月 平成26年7月 平成28年7月 平成29年4月 平成30年6月	当社 営業局量販西部営業部長 当社 営業局中部支社長 当社 営業局プラットフォーム営業部長 当社 営業局営業1部長 当社 経営戦略局担当局長 当社 経営戦略局長 当社 取締役マーケティング、営業、デジタルコンテンツ担当 当社 取締役マーケティング、営業担当 当社 取締役マーケティング、営業、エンターテインメントビジネス担当 当社 取締役編成、制作、エンターテインメントビジネス担当 当社 常務取締役編成、制作、エンターテインメントビジネス担当 (現任)	(注) 3	6,700
取締役相談役	—	和崎 信哉	昭和19年11月22日生	平成4年6月 平成7年6月 平成11年6月 平成15年4月 平成17年6月 平成18年6月 平成19年6月 平成22年6月 平成27年6月 平成30年6月	日本放送協会 番組制作局生活情報番組部長 同 衛星放送局 (ハイビジョン) 部長 同 総合企画室 (デジタル放送推進) 局長 同 理事 社団法人地上デジタル放送推進協会 (現一般社団法人放送サービス高度化推進協会) 専務理事 当社 代表取締役会長 当社 代表取締役社長 社団法人衛星放送協会 (現一般社団法人衛星放送協会) 会長 当社 代表取締役会長 当社 取締役相談役 (現任)	(注) 3	94,600

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	—	飯島 一暢	昭和22年1月4日生	平成7年4月 三菱商事(株) メディア放送事業部長 平成9年5月 (株)フジテレビジョン (現(株)フジ・メディア・ホールディングス) 入社 平成11年6月 同社 経営企画局長 平成13年6月 同社 執行役員経営企画局長 平成16年6月 当社 取締役 (現任) 平成17年6月 (株)フジテレビジョン (現(株)フジ・メディア・ホールディングス) 上席執行役員 総合調整局長 平成18年6月 同社 取締役経営企画局長 平成19年4月 (株)スカパーJ S A Tホールディングス 取締役 (現任) 平成19年6月 (株)フジテレビジョン (現(株)フジ・メディア・ホールディングス) 常務取締役 平成20年10月 (株)フジ・メディア・ホールディングス 常務取締役 平成24年6月 (株)サンケイビル 代表取締役社長 社長執行役員 (現任) 平成24年9月 グリー(株) 社外取締役 (現任) 平成29年6月 (株)海外需要開拓支援機構 取締役会長 (現任)	(注) 3	—
取締役	—	丸山 公夫	昭和29年4月7日生	平成19年7月 日本テレビ放送網(株) (現日本テレビホールディングス(株)) スポーツ局長 平成19年12月 同社 人事局 (現職出向) 読賣テレビ放送(株) 編成局長 平成20年1月 同社 人事局 (現職出向) 読賣テレビ放送(株) 執行役員編成局長 平成22年6月 同社 執行役員営業局長 平成23年6月 同社 取締役執行役員営業局長 平成24年6月 同社 取締役常務執行役員 (株)テレビ金沢 社外取締役 (現任) 平成24年10月 日本テレビホールディングス(株) 常務取締役 日本テレビ放送網(株) 取締役常務執行役員 平成25年6月 一般社団法人日本テレビジョン放送著作権協会 代表理事 (現任) 当社 取締役 (現任) 平成27年6月 日本テレビホールディングス(株) 専務取締役 (現任) 日本テレビ放送網(株) 取締役専務執行役員 (現任) 平成28年6月 (株)BS日本 代表取締役会長 (現任) (株)シーエス日本 社外取締役 (現任) 日活(株) 社外取締役 (現任)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	—	菅野 寛	昭和33年11月14日生	昭和58年4月 (株)日建設計入社 平成3年8月 (株)ボストン・コンサルティング・グループ入社 同社 最終役職 パートナー&マネージング・ディレクター 平成20年7月 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授 平成23年6月 オムロンヘルスケア(株) 社外取締役 (現任) 平成26年6月 当社 取締役 (現任) 平成27年6月 スタンレー電気(株) 社外監査役 (現任) 平成28年3月 三井海洋開発(株) 社外取締役 (現任) 平成28年3月 早稲田大学大学院 経営管理研究科 教授 (現任) 平成29年8月 E R I ホールディングス(株) 社外取締役 (現任)	(注) 3	—
取締役	—	石川 豊	昭和33年6月17日生	平成12年4月 (株)電通 メディア第2本部 テレビ局 テレビ業務推進部長 平成13年6月 同社 メディア本部 テレビ局 ネットワーク3部長 平成17年1月 同社 メディア・コンテンツ第2本部 テレビ局 テレビ業務推進部長 平成17年10月 同社 メディア・コンテンツ第2本部 テレビ局 局次長兼テレビ業務推進部長 平成18年4月 同社 コーポレート本部人材開発局出向 (株)プレゼントキャスト) 平成20年7月 同社 テレビ局次長 平成21年10月 同社 テレビ局次長兼ビジネス推進部長 平成22年4月 同社 MCプランニング局エグゼクティブ・プロジェクト・マネージャー 平成22年10月 同社 MCプランニング局専任局長兼企画プロデュース室長 平成24年3月 同社 MCプランニング局専任局長兼企画プロデュース室長兼石川グループ長 平成24年4月 同社 MCプランニング局長 平成25年4月 同社 ラジオテレビ&エンタテインメント局長 平成26年5月 同社 ラジオテレビ局長 平成28年1月 同社 執行役員 平成28年6月 (株)BS-TBS 社外取締役 (現任) 平成29年1月 (株)電通 常務執行役員 平成29年6月 当社 取締役 (現任) (株)J-WAVE 社外取締役 (現任) 平成30年1月 (株)電通 執行役員 国内事業統括補佐 (現任) 平成30年6月 (株)ビデオリサーチ 社外取締役 (現任)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	—	仲尾 雅至	昭和38年2月6日生	平成15年4月 (株)東京放送 (現株)東京放送ホールディングス) メディア推進局部次長 (株)ビーエス・アイ現職出向 同社宣伝部長 平成17年2月 同社 メディア推進局総合企画部部次長兼メディア推進局 (株)シー・ティ・ビー・エス現職出向 同社編成本部長 平成17年11月 (株)TBSテレビ メディア推進局部次長 (TCエンタテインメント(株)現職出向 同社代表取締役社長) 平成23年6月 (株)東京放送ホールディングス 次世代ビジネス企画室長 平成25年7月 同社 次世代ビジネス企画室長兼投資戦略部長 平成27年4月 (株)TBSテレビ メディアビジネス局長 平成29年6月 当社 取締役 (現任) (株)東京放送ホールディングス 取締役 (現任) (株)TBSテレビ 取締役 (現任) (株)青森テレビ 社外取締役 (現任) 平成30年2月 (有)アークトゥールズ 社外取締役 (現任) (株)セブン・アークス 社外取締役 (現任) (株)セブン・アークス・ピクチャーズ 社外取締役 (現任) (株)ブレースホルダ 社外取締役 (現任)	(注) 3	—
監査役	—	山内 文博	昭和32年10月4日生	平成12年7月 当社 人事部長 平成14年12月 当社 経営企画局経営企画部長 平成15年4月 当社 プロモーション局長 平成16年11月 当社 マーケティング局長 平成17年7月 当社 営業統括本部営業企画室長 平成19年6月 当社 経営戦略局担当局長 平成21年7月 当社 営業局長 平成23年6月 当社 マーケティング局長 平成24年2月 当社 営業局長兼カスタマーリレーション局長 平成24年6月 当社 人事総務局付(株)WOWOWコミュニケーションズ 取締役 平成25年6月 当社 人事総務局付(株)WOWOWコミュニケーションズ 専務取締役 平成26年6月 当社 常勤監査役 (現任)	(注) 4	10,200
監査役	—	草間 高志	昭和24年1月8日生	平成10年5月 (株)日本興業銀行 証券営業部長 平成11年6月 同行 執行役員証券営業部長 平成12年4月 新光証券(株) 常務執行役員 平成12年6月 同社 常務取締役 平成13年6月 同社 専務取締役 平成15年6月 同社 取締役社長 平成21年5月 みずほ証券(株) 取締役会長 平成23年6月 同社 常任顧問 平成24年6月 当社 監査役 (現任) (株)ロイヤルパークホテル 社外取締役 (現任) 平成25年6月 宇部興産(株) 社外取締役 (現任)	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	—	遠山 友寛	昭和25年2月21日生	昭和53年4月 最高裁判所司法研修所入所 昭和55年4月 第一東京弁護士会登録、西村眞田法律事務所 昭和59年5月 米国メーソン・アンド・スローン法律事務所 昭和60年2月 米国ポーラック・ブルーム・アンド・デコム法律事務所 昭和60年6月 米国プライヤー・キャッシュマン・シャーマン・アンド・フリン法律事務所 昭和60年8月 西村眞田法律事務所パートナー弁護士 平成2年10月 TMI 総合法律事務所開設、パートナー弁護士（現任） 平成23年6月 そーせいグループ(株) 社外取締役（現任） 平成28年5月 トラスト・キャピタル(株) 社外取締役（現任） 平成28年6月 (株)日本色材工業研究所 社外取締役（現任） 当社 監査役（現任）	(注) 4	—
監査役	—	梅田 正行	昭和33年4月7日生	平成19年3月 (株)朝日新聞社 西部本社編集局 報道センター長 平成21年1月 同社 東京本社編集局 社会エディター 平成22年4月 同社 ゼネラルマネジャー補佐 平成24年4月 同社 経営企画室 室長 平成25年6月 朝日放送(株)（現朝日放送グループホールディングス(株)）取締役 平成27年6月 (株)朝日新聞社 取締役 (株)朝日新聞出版 取締役会長（現任） (株)ビーエス朝日 社外取締役（現任） 平成28年6月 当社 監査役（現任） (株)東日本放送 社外取締役（現任） 平成29年6月 (株)朝日新聞社 常務取締役（現任）	(注) 4	—
計						194,700

- (注) 1. 取締役 飯島一暢氏、丸山公夫氏、菅野寛氏、石川豊氏及び仲尾雅至氏は「社外取締役」です。
2. 監査役 草間高志氏、遠山友寛氏及び梅田正行氏は「社外監査役」です。
3. 平成30年6月21日の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の終結の時までです。
4. 平成28年6月22日の定時株主総会終結の時から4年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の終結の時までです。
5. 監査役 草間高志氏は、平成30年6月27日付で、(株)ロイヤルパークホテル社外取締役を退任予定です。
6. 監査役 梅田正行氏は、平成30年6月29日付で、(株)朝日新聞出版取締役会長を退任予定です。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、放送事業者としての公共的使命を尊重する観点から、「企業理念」及び「行動指針」に示すように「人々の幸福と豊かな文化の創造に貢献することを通じて、社会的責任を自覚し、公正かつ適切な経営を実現し、社会から信用を得て、尊敬される会社として発展していくことを目指す」ことを経営の基本姿勢として事業の拡大、企業価値の向上に取り組んでおります。そして、コーポレート・ガバナンスを充実させることは、公正かつ適切な経営を実現することに資するものであり、また、当社と株主の皆さま、視聴者の皆さま、従業員、取引先等当社を支えるステークホルダーとの間の信頼関係を構築し、社会から信用を得て、尊敬される会社となるために不可欠のものでありますので、当社の企業価値の向上に資するものと考えています。

そこで、当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つと位置付けており、取締役会、監査役会を始めとする各機関の適切な機能を確保し、経営監視体制を一層強化することによってコーポレート・ガバナンスの充実を図ることが、当社の企業価値・株主共同利益の確保・向上に資するものと考えております。

① 企業統治の体制

A 企業統治の体制の概要

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会及び監査役会のそれぞれに、経営全般に関する知見及び経験を有し、かつ当社グループの業務に精通する社外役員を招聘し、その経営全般に関する知見及び経験に基づき客観的・中立的な観点から当社の経営に資する意見及び助言をいただくことにより、取締役の職務執行の妥当性の監督を含む経営監視体制の強化を図っております。

当社の取締役会は、任期を1年とする取締役12名（うち社外取締役5名）で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、会社経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項を決定するほか、取締役の職務執行を監督しております。また、当社は、迅速かつ効率的な意思決定及び業務執行を確保する観点から、常勤の取締役7名で構成する常勤役員会を設置しております。常勤役員会は、原則として毎月3回開催し、会社経営の具体的な方針を策定し、経営の具体的な課題及び取締役会に付議される重要事項等について検討・協議するとともに、グループ会社等を含めた各部門における業務執行状況の共有化により各部門の業務執行を監督しております。また、常勤監査役は常勤役員会に出席し、意見を述べております。

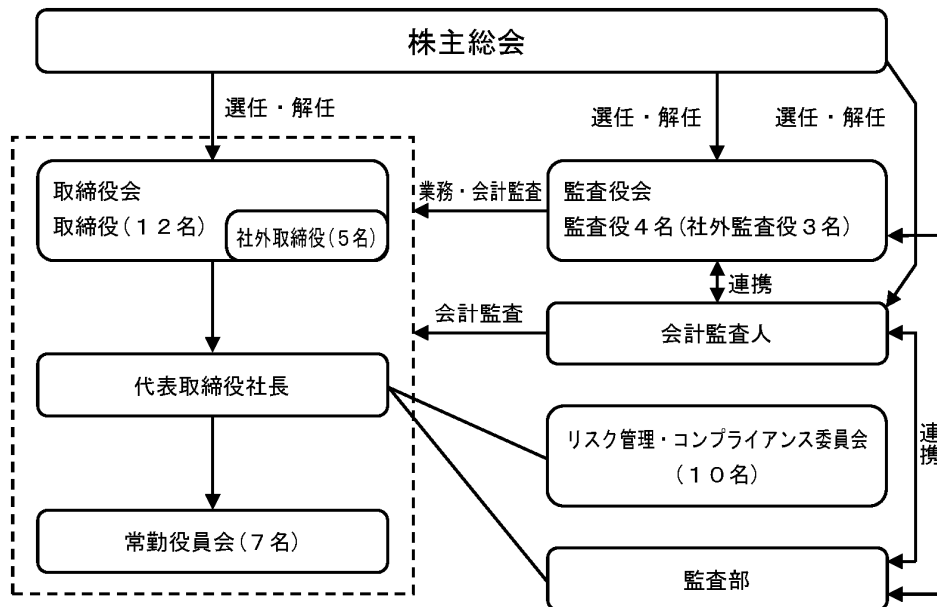
当社の監査役会は、監査役4名（うち常勤監査役1名、社外監査役3名）で構成されております。監査役会は、原則として毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査計画を立案するほか、監査のために必要な事項について報告及び討議をしております。各監査役は、監査役会が立案した監査計画に従い、取締役の職務執行の監査をしております。

当社は、新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任し、会計監査を受けております。また、社長直轄の独立した組織である監査部（5名）を設置し、当社及び子会社の内部監査を実施しております。監査役、会計監査人及び監査部は、下記②のとおり、常に連携を保ち、必要な情報交換等を行っております。

さらに、当社は、当社グループのリスク管理体制及びコンプライアンス体制の整備を徹底するために、社長を委員長とし、常勤役員会メンバー及びグループ会社社長を委員とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、全社的なリスク管理及びコンプライアンスに関する方針、方向性、実施計画、是正措置等の検討、協議及び承認を行っております。

当社は、以上のような企業統治の体制の下、全ての役員が株主・投資家等から信頼を得られるよう、継続的な企業価値の向上、経営の透明性の確保及び迅速な情報開示に努めております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の模式図は次のとおりです。



B 企業統治の体制を採用する理由

当社は、株主総会において選任された取締役が、会社経営の重要事項に関する意思決定に関与するとともに、自ら監督機能を担うことが経営責任の明確化及び業務の適正化を図る観点から望ましく、また、経営に関与しない監査役が中立の立場から取締役の職務執行を監査することが経営の健全性を確保する観点から望ましいと考え、委員会設置会社ではなく、監査役会設置会社を採用しております。

その上で、当社は、迅速かつ効率的な意思決定及び業務執行を確保する観点から、常勤役員会を設置する一方、取締役の職務執行の妥当性の監督を含む経営監視体制の強化を図る観点から、当社グループの業務に精通する社外取締役を、取締役12名中5名選任しております。また、監査の実効性の確保を図る観点から、社外監査役を3名選任するとともに、監査役が常に会計監査人及び監査部と相互に連携を保つようにしております。さらに、当社グループのリスク管理体制及びコンプライアンス体制の整備を徹底するという観点から、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置しております。

C 内部統制システムの整備の状況

[当社取締役会における決議の内容の概要]

当社は、企業価値向上のためにコーポレート・ガバナンスを強化するべく、当社グループの業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます。）の整備を進めてまいります。当社の内部統制システムは、以下の(A)から(L)のとおりですが、当社は内部統制システムをより確かなものにするために、規程・体制については必要に応じ随時、制定・改訂・整備してまいります。

(A) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

作成すべき文書及び電磁的媒体（あわせて以下「文書等」といいます。）の保存（保存場所、保存方法、保存期間等）、管理（管理責任者の指定等）及び廃棄（廃棄方法等）については、法令等に従い、また文書等の重要性に即して「文書管理規程」を制定し、同規程に基づき、当社の取締役の職務の執行に係る文書等を適切に保存及び管理します。その保存及び管理に当たっては、当社の取締役又は監査役から文書等の閲覧の請求があった場合に、遅滞なく閲覧できる体制を整備します。また、「情報セキュリティ基本方針」を制定し、経営情報等の情報資産の適正な管理に取り組みます。

(B) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(i) 「リスク管理・コンプライアンス規程」を制定し、同規程に基づき、当社グループのリスク管理に関する方針、方向性、実施計画、是正措置等を検討、協議及び承認する組織として、当社の社長を委員長とし、当社の常勤役員会メンバー及び子会社の社長を委員とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置します。また、当社の局長がリスク管理推進責任者として、各部署のリスク管理の取り組みを行う体制を整備します。

(ii) 「大災害対策マニュアル」を制定し、同マニュアルに基づき、大規模災害時には当社の社長を本部長とする総合対策本部を設置し、放送機能等を維持できるよう対応します。また、同本部には当社の顧客管理及び窓口業務を担当する子会社である㈱WOWOWコミュニケーションズの社長がメンバーに含まれます。

- (iii) 「個人情報保護方針」を制定するとともに、個人情報の保護に関する諸規程を整備し、これらの諸規程に従って個人情報を適正に取り扱います。個人情報の保護を推進するために、当社及び㈱WOWOWコミュニケーションズは、プライバシーマークを取得・維持します。
- (C) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 当社の取締役会は、原則として毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、当社グループの経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項を決定し、当社の取締役の職務執行を監督するとともに、当社の取締役から月次の業績等職務執行の状況の報告を受けるものとします。また、当社の常勤役員会は、原則として月3回開催し、当社グループの経営の具体的な方針の策定、当社の執行部門の監督、及び当社グループにおける重要な事項を決裁します。
 - (ii) 当社の取締役会は、当社グループの取締役及び使用人が共有する当社グループ全体の目標として中期経営計画を策定するとともに、当社の単年度ごとの事業計画を定めます。また、これらの目標の達成に向けて、当社グループの各部門が効率的に業務を遂行できる体制を整備します。
 - (iii) 当社グループは、ITの積極的な活用により、上記目標の達成に係る進捗状況を適時に把握し、当社の取締役会が定期的にその進捗状況をレビューすることで当該目標の達成の確度を高め、当社グループ全体の業務の効率化を図ります。
- (D) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (i) 当社グループは、企業理念・経営基本方針・行動指針からなる「経営理念」及び「WOWOW企業行動規範」を定め、これらを企業活動の前提とすることを当社グループの役職員に徹底します。
 - (ii) コンプライアンス（法令及び定款の遵守を含む）に関しては、「リスク管理・コンプライアンス規程」を制定し、同規程に基づき、当社グループのコンプライアンスに関する方針、方向性、実施計画、是正措置等を検討、協議及び承認する組織として、当社の社長を委員長とし、当社の常勤役員会メンバー及び子会社の社長を委員とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置します。また、当社の局長がコンプライアンス推進責任者として、当社の各部署のコンプライアンスの取り組みを行う体制を整備します。さらに、当社は、コンプライアンスに関するマニュアル等を整備し、当社グループの役職員に周知するとともに、コンプライアンスに関する教育・研修等を実施し、コンプライアンスの徹底を図ります。
 - (iii) 当社グループの役職員の法令違反、不正行為等を未然に防止し、また、早期に発見して是正するために、「内部通報規程」を制定します。同規程に基づき、コンプライアンス相談窓口を設置し、当社グループ全体を対象とした社内通報制度を整備します。
 - (iv) 財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法その他関係法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び評価に取り組みます。当社及び評価の対象となる子会社の社内体制の整備並びに業務の文書化・評価・改善に当たっては、関係各部門が、効率的且つ効果的に取り組むものとします。また、取り組みの進捗状況は当社の常勤役員会等において報告するとともに、重要事項は当社の取締役会の決議事項又は報告事項とし、財務報告に係る内部統制を適切に整備します。
 - (v) 「内部監査規程」を制定し、同規程に基づき、当社の社長直轄の独立した組織である監査部が、当社の社長の指揮命令により当社及び子会社の内部監査を実施します。当社の監査部は、当該監査結果を当社の社長に報告するとともに、改善が必要と認めた事項については被監査部門の部門長にその対策を立てるように勧告します。被監査部門の部門長は、その計画を立て実施するとともに、当社の社長及び当社の監査部に報告します。
 - (vi) 「WOWOW企業行動規範」を制定し、同企業行動規範に基づき、「反社会的勢力排除ポリシー」を制定し、社内外に当社グループの反社会的勢力排除の確固たる姿勢を明確にします。また、同ポリシーに基づき、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、当社グループの役職員は、違法行為又は反社会的行為に関与しないように、反社会的勢力に対して、外部の専門家及び専門機関と緊密な連携の下、会社として組織的に毅然として対応し、一切関係を持たないようにします。
- (E) その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
- 「関係会社管理規程」を制定し、同規程に基づき、当社の各子会社を主管する担当部署の統括の下に、子会社の業務の適正を確保するための体制を整備します。「関係会社管理規程」においては、当社及び子会社間の経営理念・経営方針の共有、子会社の自主性の尊重、子会社の育成強化、当社による承認又は当社への報告を要すべき重要事項、当社の監査部による子会社の監査等を定めます。また、当社の取締役又は使用人を各子会社の取締役又は監査役として選任し、子会社における業務及び財産の状況を把握し、必要に応じて改善等を指導します。

- (b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理・コンプライアンス規程」を子会社にも適用し、子会社のリスク管理体制の整備を徹底します。リスク管理・コンプライアンス委員会には子会社の社長がメンバーに加わり、子会社のリスク分析・評価等に関する報告を行います。また、子会社の災害対策マニュアル、並びに子会社の個人情報保護方針を必要に応じて整備します。
- (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の社長を含む関係する当社の取締役及び担当部署は、子会社の経営責任者との間で定期的に、事業計画の進捗管理、経営課題等について協議し、相互に経営課題等の共有を図ります。
- (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス（法令及び定款の遵守を含む）に関しては、「リスク管理・コンプライアンス規程」を子会社にも適用し、同規程に基づき、各子会社の社長がコンプライアンス推進責任者として、それぞれの子会社の各部署のコンプライアンスの取り組みを行う体制を整備します。リスク管理・コンプライアンス委員会には子会社の社長がメンバーに加わり、子会社のコンプライアンスに関する報告を行います。当社は、当社グループの役職員が当社又は外部の弁護士に対して直接通報を行うことができるコンプライアンス相談窓口を整備し、周知徹底を図ります。
- (F) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社の監査役を補助する使用人を任命します。
- (G) 当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
当社の監査役を補助する使用人の当社の取締役からの独立性を確保するために、その使用人の人事異動・人事評価については、事前に当社の監査役と協議し、その意見を尊重するものとします。
- (H) 当社の監査役が当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、当社の監査役を補助する使用人をして当社の監査役の指揮命令に従わせるものとし、その使用人に対する指揮命令権は当社の監査役に帰属するものとします。
- (I) 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制
当社の常勤監査役は、常勤役員会及び局長会等の当社の業務執行に係る重要な会議に出席し、報告を受けるとともに討議に参加し、監査のために必要な情報を取得します。また、当社グループの取締役及び使用人は、決算に係わる事項、予算・中期計画に係わる事項、内部統制システムに係わる重要な事項等について適時に当社の監査役に報告するものとします。
- (b) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
当社の子会社の役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行います。また、当社グループの役職員を適用範囲とする「内部通報規程」を制定し、当社グループの役職員からの相談・通報を受ける当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループに著しい損害を与える情報を確認した際には、当社の監査役に当該状況を報告をします。さらに、当該担当部署は、同規程に基づき、当社グループの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告をします。
- (J) 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社の監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底します。また、当社は、コンプライアンス相談窓口に通報した当社グループの役職員に対しても、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底します。当社は、「内部通報規程」においてこれらの旨を規定します。
- (K) 当社の監査役を補助する使用人の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、当社の監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。また、その費用等を支弁するための一定額の予算を毎年設けます。

- (L) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 当社の社長及び当社の監査役が定期的に協議する場を設けます。
 - (ii) 当社の社長及び当社の常勤監査役は、相互の意思疎通のために前号の協議とは別に原則として月1回協議をし、その結果は当社の監査役会に報告されます。また、常勤監査役は、監査法人と定期的かつ随時に協議を行うこととします。
 - (iii) 当社の監査部は監査計画を当社の監査役会に提示し、監査結果を適時に当社の監査役会に報告します。
 - (iv) 当社の監査役会は必要に応じて外部の専門家から監査に関して助言を受けることができるものとします。また、当社は、当社グループの監査役が、監査役として期待される役割・責務を適切に果たすべく、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽の機会に係る費用の支援を行います。
 - (v) 当社の監査役が当社の業務の執行状況及び財務情報に係る重要書類を適時に閲覧できるようにします。

[運用状況の概要]

当事業年度の、業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は以下のとおりです。

- (A) 当社の内部統制システムは上記決議の内容に基づき適切に構築、運用されています。
- (B) 当社の社長が委員長を務めるリスク管理・コンプライアンス委員会を、半期毎に開催しています。リスクの課題について、当社グループのリスク分析・評価を実施し、未然防止に努めています。コンプライアンスの課題は、マニュアル等の整備、当社グループ役員への周知・社内研修の実施・報告体制の整備を通じ、管理・対応しています。また、危機管理の一環として、BCP研修を実施しました。個人情報の保護を推進するため、当社及び子会社の㈱WOWOWコミュニケーションズは、プライバシーマークを維持しています。
- (C) 当社は取締役会を毎月開催し、当社のグループ経営の具体的な重要事項を決裁する常勤役員会を49回開催しました。当社は中期経営計画を策定しており、当社の単年度ごとの事業計画を定めて、目標達成に向け当社グループの各部門が効率的に業務を遂行しています。当社の取締役会で毎月、営業実績、財務状況その他の重要事項が報告されています。また、グループ会社報告会を毎月開催しており、グループの課題等を共有化しています。
- (D) 当社の監査役の職務を補助する使用人を1名任命しています。
- (E) 当社の常勤監査役は、当社の常勤役員会等の重要な会議に出席しており、監査のために必要な情報を取得しています。
- (F) 当社グループの内部通報の状況について、毎月、当社グループの内部通報制度の担当部署から当社監査役に対して報告するとともに、通報者が不利な取扱いを受けない体制を確保しています。
- (G) 当社の代表取締役及び当社の監査役は、半期毎に情報を共有するとともに協議を実施しています。当社の代表取締役及び当社の常勤監査役は、相互の意思疎通のための協議を毎月実施し、その結果は当社の監査役会に報告されており、また、常勤監査役は、監査法人と6回協議を行いました。当社の監査部は監査計画を当社の監査役会に提示し、監査結果を適時に当社の監査役会に報告しております。

D リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、「リスク管理・コンプライアンス規程」を制定し、同規程に基づき、当社グループのリスク管理及びコンプライアンスに関する方針、方向性、実施計画、是正措置等を検討、協議及び承認する組織として、当社の社長を委員長とし、当社の常勤役員会メンバー及び子会社の社長を委員とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置しております。

また、当社の局長がリスク管理及びコンプライアンス推進責任者（子会社の場合は、子会社の社長又は当該社長が委任した業務執行責任者）として、各部署のリスク管理及びコンプライアンスの取り組みを行う体制を整備しております。

さらに、「WOWOW企業行動規範」「情報セキュリティ基本方針」「大災害対策マニュアル」「個人情報保護方針」等リスク管理及びコンプライアンスに関する方針・規程・マニュアル等を整備し、当社グループの役員に周知すると共に、リスク管理及びコンプライアンスに関する教育・研修等を実施し、リスク管理及びコンプライアンスの徹底を図っております。

当社グループの役員等の法令違反、不正行為等を未然に防止し、また、早期に発見して是正するために、「内部通報規程」を制定し、同規程に基づき、コンプライアンス相談窓口を設置し、当社グループ内の通報制度を整備しております。重大な危機、緊急事態が発生した場合には、リスク管理・コンプライアンス委員会委員長を本部長とする対策本部を設置して対応します。

E 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

② 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、執行部門から独立した社長直轄の組織である監査部（5名）において、内部監査規程に基づく社内及び子会社の内部監査の業務に携わっております。監査部員は、財務会計部門における経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者を主に配置しております。監査結果については社長に報告するとともに、監査対象部局にフィードバックし、問題点に対する改善を求めています。

当社の監査役会は、常勤1名、非常勤3名で構成され、非常勤の監査役3名全てが社外監査役です。また、監査役スタッフとして兼任の従業員は、監査役の職務に係る補助業務を務めております。

監査役は、監査役会が立案した監査計画に従い、取締役会等の重要会議に出席して意見陳述を行うほか、重要書類の閲覧・往査・ヒアリング等を通して取締役の業務執行に関する適法性、妥当性を監査しております。

監査役、監査部、会計監査人は、担当部門より、随時、財務報告に係る内部統制、リスク管理及びコンプライアンス等の状況に関する報告を受け、意見の交換を行っております。また、日常においても常に連携を保ち、必要な情報交換を行っております。

監査役は、会計監査人より定期的に監査計画、監査結果等報告を受け、また、日常においても会社の会計方針及び会計処理の方法等が、会社の財産の状況や計算書類に及ぼす影響、並びに会計基準及び会計慣行等に照らして適正であるかについて意見交換を行い、常に連携を保っております。

③ 会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を結び会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

(新日本有限責任監査法人)

指定有限責任社員 業務執行社員 伊藤 栄司

指定有限責任社員 業務執行社員 清本 雅哉

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。新日本有限責任監査法人の当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士12名、その他16名です。

④ 社外取締役及び社外監査役

社外取締役である飯島一暢氏は、㈱サンケイビル代表取締役社長 社長執行役員及び㈱スカパー J S A Tホールディングス取締役を兼務しております。㈱サンケイビルは、当社株式の20.54%を保有している当社の「その他の関係会社」、主要株主及び筆頭株主である㈱フジ・メディア・ホールディングスの子会社です。当社は、㈱フジ・メディア・ホールディングスの子会社であり放送事業を営む㈱フジテレビジョン及び㈱ビーエスフジとの間に映像・放送関連の取引関係があります。また、当社は、㈱スカパー J S A Tホールディングスの子会社であり放送事業を営むスカパー J S A T㈱との間に衛星有料放送運用業務等の取引関係があります。

社外取締役である丸山公夫氏は、日本テレビホールディングス㈱専務取締役、日本テレビホールディングス㈱の子会社であり、当社株式の9.07%を保有している日本テレビ放送網㈱取締役専務執行役員、㈱B S 日本代表取締役会長、並びに㈱テレビ金沢及び㈱シーエス日本の社外取締役を兼務しております。当社は、日本テレビホールディングス㈱の子会社であり放送事業を営む日本テレビ放送網㈱との間に映像・放送関連の取引関係があります。また、当社は、日活㈱との間に映像・放送関連の取引関係があります。

社外取締役である菅野寛氏は、早稲田大学大学院経営管理研究科教授を兼務しております。

社外取締役である石川豊氏は、当社株式の4.85%を保有している㈱電通執行役員及び㈱B S - T B S社外取締役を兼務しております。放送事業を営む㈱B S - T B Sは、当社の「その他の関係会社」であり主要株主である㈱東京放送ホールディングスの子会社であります。当社は、㈱電通及び同社の子会社との間に広告委託等の取引関係があります。また、㈱ビデオリサーチとの間に調査業務関連の取引関係があります。

社外取締役である仲尾雅至氏は、当社株式の15.74%を保有している当社の「その他の関係会社」であり、主要株主である㈱東京放送ホールディングス取締役並びに㈱T B Sテレビ取締役、㈱青森テレビ社外取締役を兼務しております。放送事業を営む㈱T B Sテレビは、当社の「その他の関係会社」であり主要株主である㈱東京放送ホールディングスの子会社であります。また、当社は、同社との間に映像・放送関連の取引関係があります。

それぞれの社外取締役は、同業種又は関連業種で培ってきた専門知識及び企業経営全般の知見と経験に基づいて、当社の企業価値・株主共同利益の向上を図る見地から、当社の業務執行を監督し、当社の経営に資する意見と助言を行っております。

また、当社は社外監査役として、草間高志氏、当社と顧問契約を締結しているTMI総合法律事務所パートナー弁護士である遠山友寛氏、当社株式の1.92%を保有している(株)朝日新聞社常務取締役、(株)朝日新聞出版取締役会長、(株)ビーエス朝日社外取締役、北海道テレビ放送(株)社外取締役及び(株)東日本放送社外取締役である梅田正行氏の計3名を選任しております。それぞれの社外監査役は、会社役員を歴任し経営に関する豊富な実績・見識を有しており、その経験及び中立的立場から経営を監督しております。

なお、当社はTMI総合法律事務所の他の弁護士との間に法律業務を委託する等の取引関係がありますが、当事業年度における取引額は当社の連結売上高及び同法律事務所の年間取引高のいずれに対しても2%未満と僅少です。

当社の社外取締役及び社外監査役は、定期的及び随時に、財務報告に係る内部統制、リスク管理及びコンプライアンス等の状況に関する報告を各担当取締役より受けております。社外監査役は、監査部より内部監査に係わる状況と監査結果について定期的及び随時に報告を受け、常に連携を保っております。また、会計監査人より監査結果について定期的及び随時に報告を受け、常に連携を保っております。

当社は、社外監査役の草間高志氏、遠山友寛氏及び梅田正行氏並びに社外取締役の菅野寛氏及び石川豊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。なお、社外取締役及び社外監査役を選任するための社外役員の独立性に関する当社の基本的な方針は、原則として東京証券取引所の定める独立性に関する基準を参考にすることとしております。

⑤ 役員報酬等

A 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の 総額(百万円)	対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	
取締役 (うち社外取締役)	373 (48)	373 (48)	15 (7)
監査役 (うち社外監査役)	57 (28)	57 (28)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	430 (76)	430 (76)	19 (10)

- (注) 1. 上記には、平成29年6月23日開催の第33回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外取締役2名)が含まれております。
2. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給していません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月23日開催の第31回定時株主総会において年額490百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成27年6月23日開催の第31回定時株主総会において年額69百万円以内と決議いただいております。

B 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度額は、株主総会の決議により決定されます。

取締役及び監査役の報酬等の額は、その業績向上意欲を保持し、社内外から優秀な人材を確保することが可能であり、且つ、同業他社の水準、当社の経営内容及び当社の従業員給与とのバランスを勘案した水準とします。

各取締役の報酬額は、各取締役の役位、職責、会社の業績、当該業績への貢献度などを総合的に勘案して決定することとしており、代表取締役が取締役会から委任を受けて具体的な金額を決定します。また、各監査役の報酬額は、会社の業績に影響を受けない定額報酬としており、監査役の協議により決定します。

⑥ 株式の保有状況

A 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
14銘柄 3,513百万円

B 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
日本テレビホールディングス(株)	346,700	664	放送事業に係る 協力関係継続のため
(株)東京放送ホールディングス	246,100	489	放送事業に係る 協力関係継続のため
(株)フジ・メディア・ホールディングス	230,000	353	放送事業に係る 協力関係継続のため
(株)スカパー J S A Tホールディングス	480,900	226	C S 経由放送業務に係る 協力関係継続のため
(株)イマジカ・ロボット ホールディングス	160,000	118	コンテンツ制作等に係る 協力関係継続のため
びあ(株)	35,000	102	顧客サービス等に係る 協力関係継続のため
(株)アミューズ	18,720	46	コンテンツ制作等に係る 協力関係継続のため
カドカワ(株)	2,452	3	コンテンツ制作等に係る 協力関係継続のため

みなし保有株式
該当事項はありません。

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
日本テレビホールディングス(株)	346,700	653	放送事業に係る 協力関係継続のため
(株)東京放送ホールディングス	246,100	555	放送事業に係る 協力関係継続のため
(株)フジ・メディア・ホールディングス	230,000	417	放送事業に係る 協力関係継続のため
(株)スカパー J S A Tホールディングス	480,900	229	C S 経由放送業務に係る 協力関係継続のため
(株)イマジカ・ロボット ホールディングス	160,000	192	コンテンツ制作等に係る 協力関係継続のため
びあ(株)	35,000	190	顧客サービス等に係る 協力関係継続のため
(株)アミューズ	18,720	56	コンテンツ制作等に係る 協力関係継続のため
カドカワ(株)	2,452	2	コンテンツ制作等に係る 協力関係継続のため

みなし保有株式
該当事項はありません。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨を定款に定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

⑨ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

⑩ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものです。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

⑫ その他

最近1年間におけるコーポレート・ガバナンスに関する主な施策の実施状況は、以下に記載のとおりです。

取締役会	・平成29年4月から平成30年3月までに計12回開催
監査役会	・平成29年4月から平成30年3月までに計13回開催
常勤役員会	・平成29年4月から平成30年3月までに計49回開催
リスク管理・ コンプライアンス関連	・「リスク管理・コンプライアンス委員会」を2回開催 ・各部署におけるリスク対応活動の推進 ・平成29年6月、9月、12月及び平成30年3月に「eラーニング」による全役員向け教育（コンプライアンス、情報セキュリティ及び個人情報保護）を実施 ・平成29年11月に「コンプライアンス意識調査」を実施 ・平成30年3月に「BCP研修」を実施

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	44	0	48	0
連結子会社	—	—	—	—
計	44	0	48	0

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度）

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、内部監査に関するアドバイザー業務等についての対価を支払っております。

（当連結会計年度）

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、会計に関するアドバイザー業務についての対価を支払っております。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案したうえで決定しております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という）に基づいて作成しております。
また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	25,503	13,371
売掛金	4,877	5,787
有価証券	—	12,000
商品及び製品	141	36
番組勘定	24,116	23,173
仕掛品	—	12
貯蔵品	54	31
前払費用	624	667
繰延税金資産	1,142	1,376
その他	1,408	1,857
貸倒引当金	△121	△175
流動資産合計	57,747	58,137
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	5,712	5,824
減価償却累計額	△3,669	△3,931
建物及び構築物 (純額)	2,042	1,892
機械及び装置	11,917	12,051
減価償却累計額	△8,409	△9,345
機械及び装置 (純額)	3,507	2,706
工具、器具及び備品	3,298	2,972
減価償却累計額	△2,365	△2,328
工具、器具及び備品 (純額)	932	644
建設仮勘定	5	1,870
その他 (純額)	—	67
有形固定資産合計	6,488	7,180
無形固定資産		
借地権	5,011	5,011
ソフトウェア	2,150	2,111
のれん	—	741
その他	50	2,063
無形固定資産合計	7,212	9,927
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 8,627	※1 10,385
敷金及び保証金	829	900
繰延税金資産	393	483
その他	185	155
貸倒引当金	△22	△87
投資その他の資産合計	10,013	11,837
固定資産合計	23,714	28,945
資産合計	81,461	87,083

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	23,298	20,465
未払金	702	1,189
未払費用	3,548	4,240
未払法人税等	1,508	2,126
賞与引当金	66	123
その他	823	1,085
流動負債合計	29,947	29,231
固定負債		
退職給付に係る負債	1,656	1,788
その他	125	1,068
固定負債合計	1,782	2,857
負債合計	31,730	32,088
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,000	5,000
資本剰余金	2,738	2,738
利益剰余金	44,540	49,741
自己株式	△3,081	△3,081
株主資本合計	49,197	54,398
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	611	816
繰延ヘッジ損益	△78	△219
その他の包括利益累計額合計	533	596
純資産合計	49,731	54,994
負債純資産合計	81,461	87,083

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	78,253	81,574
売上原価	42,491	45,224
売上総利益	35,762	36,350
販売費及び一般管理費	※1 25,620	※1 26,474
営業利益	10,141	9,875
営業外収益		
受取利息	14	19
為替差益	—	381
持分法による投資利益	341	361
その他	83	61
営業外収益合計	439	823
営業外費用		
為替差損	297	—
その他	0	0
営業外費用合計	298	0
経常利益	10,282	10,698
特別利益		
固定資産売却益	※2 0	※2 2
特別利益合計	0	2
特別損失		
固定資産除却損	※3 521	※3 39
投資有価証券評価損	0	—
減損損失	—	32
特別損失合計	521	71
税金等調整前当期純利益	9,761	10,630
法人税、住民税及び事業税	2,923	3,520
法人税等調整額	37	△250
法人税等合計	2,961	3,270
当期純利益	6,800	7,360
親会社株主に帰属する当期純利益	6,800	7,360

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益	6,800	7,360
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	102	204
繰延ヘッジ損益	22	△175
持分法適用会社に対する持分相当額	48	34
その他の包括利益合計	※1 174	※1 63
包括利益	6,974	7,423
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	6,974	7,423

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,000	2,738	39,629	△3,081	44,287
当期変動額					
剰余金の配当			△1,889		△1,889
親会社株主に帰属する当期純利益			6,800		6,800
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	4,910	△0	4,910
当期末残高	5,000	2,738	44,540	△3,081	49,197

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	508	△149	359	44,646
当期変動額				
剰余金の配当				△1,889
親会社株主に帰属する当期純利益				6,800
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	102	71	174	174
当期変動額合計	102	71	174	5,084
当期末残高	611	△78	533	49,731

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,000	2,738	44,540	△3,081	49,197
当期変動額					
剰余金の配当			△2,159		△2,159
親会社株主に帰属する当期純利益			7,360		7,360
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	5,201	△0	5,200
当期末残高	5,000	2,738	49,741	△3,081	54,398

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	611	△78	533	49,731
当期変動額				
剰余金の配当				△2,159
親会社株主に帰属する当期純利益				7,360
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	204	△141	63	63
当期変動額合計	204	△141	63	5,263
当期末残高	816	△219	596	54,994

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	9,761	10,630
減価償却費	3,510	3,045
減損損失	—	32
のれん償却額	—	67
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2	107
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1	2
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	36	74
受取利息及び受取配当金	△54	△62
為替差損益 (△は益)	13	77
持分法による投資損益 (△は益)	△241	△272
固定資産除却損	521	39
固定資産売却損益 (△は益)	△0	△2
投資有価証券評価損益 (△は益)	0	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△454	△404
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△9,853	1,488
仕入債務の増減額 (△は減少)	13,209	△3,341
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△714	573
その他の資産の増減額 (△は増加)	△1,248	△716
その他の負債の増減額 (△は減少)	659	915
その他	△18	8
小計	15,124	12,259
利息及び配当金の受取額	54	62
法人税等の支払額	△2,975	△2,900
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,202	9,421
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△2,901	△2,717
定期預金の払戻による収入	3,239	2,612
有形固定資産の取得による支出	△1,314	△2,277
有形固定資産の売却による収入	0	2
無形固定資産の取得による支出	△757	△738
投資有価証券の取得による支出	—	△1,192
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	※2 △2,982
子会社株式の取得による支出	△795	—
敷金及び保証金の差入による支出	△148	△3
敷金及び保証金の回収による収入	135	1
その他	△0	55
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,543	△7,238

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△130	△183
自己株式の取得による支出	△0	△0
配当金の支払額	△1,889	△2,159
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,020	△2,343
現金及び現金同等物に係る換算差額	△8	△5
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	7,630	△165
現金及び現金同等物の期首残高	16,526	24,157
現金及び現金同等物の期末残高	※1 24,157	※1 23,991

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称

(株)WOWOWコミュニケーションズ

(株)WOWOWプラス

WOWOWエンタテインメント(株)

(株)WOWOWプラスは、株式取得により連結子会社としたため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。なお、(株)WOWOWプラスは、平成29年10月1日付で(株)IMAGICAティーヴィより商号変更しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

(株)アクトビラ

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

主要な会社名

(株)放送衛星システム

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(株)アクトビラ)及び関連会社(株)ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ)は、各社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産

(a) 商品及び製品

先入先出法に基づく原価法によっております(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)。

(b) 番組勘定、仕掛品

個別法に基づく原価法によっております(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)。

(c) 貯蔵品

先入先出法に基づく原価法によっております(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)。

② 有価証券

(a) その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

機械及び装置は定額法、その他は定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得の建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	2～50年
機械及び装置	2～6年
工具、器具及び備品	2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

自社利用のソフトウェア	5年
のれん	12年
顧客関連資産	主として20年
その他	20年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、振当処理の要件を満たす為替予約については、振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 デリバティブ取引（為替予約取引等）

ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引は、為替変動リスクをヘッジすることを目的としており、投機的な取引は行わない方針です。

④ ヘッジの有効性評価の方法

各取引ごとにヘッジの有効性の評価を行うことを原則としておりますが、高い有効性があるとみなされる場合には、有効性の評価を省略しております。

⑤ その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

取引の実行及び管理は、「重要事項決裁規程」及び「経理規程」に従い、社長の承認を得て資金担当部門にて行っております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却することとしております。なお、金額が僅少なれんは、発生した連結会計年度に一括償却することとしております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金及び要求払預金のほか、取得日から3カ月以内に満期の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日改正 企業会計基準委員会)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」 (企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日最終改正企業会計基準委員会)

1. 概要

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針を企業会計基準委員会に移管するに際して、基本的にその内容を踏襲した上で、必要と考えられる以下の見直しが行われたものであります。

(会計処理の見直しを行った主な取扱い)

- ・個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い
- ・(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

2. 適用予定日

平成31年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」 (IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606) を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以降開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度の連結貸借対照表において、「有形固定資産」の「その他(純額)」に含めておりました「建設仮勘定」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「有形固定資産」の「その他(純額)」に表示しておりました5百万円は、「建設仮勘定」5百万円として組替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
投資有価証券(株式)	6,599百万円	6,872百万円

2 当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。

契約に基づく借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
当座貸越極度額	3,070百万円	3,270百万円
借入実行残高	—	—
差引額	3,070	3,270

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
人件費	6,084百万円	6,313百万円
代理店手数料	5,123	5,158
広告宣伝費	4,037	4,556
退職給付費用	165	233
貸倒引当金繰入額	113	221
賞与引当金繰入額	66	123

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
工具、器具及び備品	—百万円	2百万円
機械及び装置	0	—
計	0	2

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
機械及び装置	18百万円	30百万円
工具、器具及び備品	18	5
ソフトウェア	5	2
建物及び構築物	400	0
撤去費用	78	—
計	521	39

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	170百万円	293百万円
税効果額	△67	△88
その他有価証券評価差額金	102	204
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	32	△253
税効果額	△9	77
繰延ヘッジ損益	22	△175
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	4	△5
組替調整額	43	39
持分法適用会社に対する持分相当額	48	34
その他の包括利益合計	174	63

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	28,844,400	—	—	28,844,400
合計	28,844,400	—	—	28,844,400
自己株式				
普通株式 (注)	1,853,130	33	—	1,853,163
合計	1,853,130	33	—	1,853,163

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加33株は、単元未満株式の買取りによるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年5月13日 取締役会	普通株式	1,889	70	平成28年3月31日	平成28年6月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年5月15日 取締役会	普通株式	2,159	利益剰余金	80	平成29年3月31日	平成29年6月5日

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	28,844,400	—	—	28,844,400
合計	28,844,400	—	—	28,844,400
自己株式				
普通株式（注）	1,853,163	155	—	1,853,318
合計	1,853,163	155	—	1,853,318

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加155株は、単元未満株式の買取りによるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成29年5月15日 取締役会	普通株式	2,159	80	平成29年3月31日	平成29年6月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年5月15日 取締役会	普通株式	2,159	利益剰余金	80	平成30年3月31日	平成30年6月1日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

	前連結会計年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
現金及び預金勘定	25,503百万円	13,371百万円
有価証券勘定	—	12,000
計	25,503	25,371
預入期間が3か月を超える定期預金	△1,346	△1,379
現金及び現金同等物	24,157	23,991

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

株式の取得により新たに㈱IMAGICAティーヴィー（平成29年10月1日付で㈱WOWOWプラスに商号変更しております）を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社株式の取得価額と同社取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	1,305百万円
固定資産	2,450
のれん	808
流動負債	△694
固定負債	△884
同社株式の取得価額	2,986
同社の現金及び現金同等物	△3
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2,982

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、資金調達については銀行借入等による方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避するため利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

有価証券である譲渡性預金は、格付けの高い金融機関に限定しているため、信用リスクは僅少であります。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。また、一部に外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引です。

なお、ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、「債権管理取扱要綱」に従い、各担当部署において、経理担当部門が定期的に作成する「滞留債権管理表」を基に取引先に回収交渉及び状況調査を行い、定期的にモニタリングすることにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと認識しております。

② 市場リスク（為替の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債務について、「為替変動リスクヘッジの基本方針」に従い、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、メジャースタジオから購入する放送権に係るドル建て営業債務に対しては、予定取引により確実に発生すると見込まれる範囲内において先物為替予約を行っております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を確認しております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、「重要事項決裁規程」及び「経理規程」に従い、社長の承認を得て資金担当部門にて行っております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告または各部署への確認に基づき資金担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2参照）。

前連結会計年度（平成29年3月31日）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	25,503百万円	25,503百万円	－百万円
(2) 売掛金	4,877	4,877	－
(3) 投資有価証券	2,005	2,005	－
資産計	32,386	32,386	－
(1) 買掛金	23,298	23,298	－
(2) 未払費用	3,548	3,548	－
負債計	26,847	26,847	－
デリバティブ取引(*)	123	123	－

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	13,371百万円	13,371百万円	－百万円
(2) 売掛金	5,787	5,787	－
(3) 有価証券及び投資有価証券	14,298	14,298	－
資産計	33,457	33,457	－
(1) 買掛金	20,465	20,465	－
(2) 未払費用	4,240	4,240	－
負債計	24,705	24,705	－
デリバティブ取引(*)	△129	△129	－

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。譲渡性預金は、短期間に決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払費用

これらの多くは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
非上場株式（関係会社株式を含む）	6,621百万円	8,086百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内	1年超
現金及び預金	25,502百万円	－百万円
売掛金	4,877	－
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	－	－
合計	30,380	－

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	1年以内	1年超
現金及び預金	13,370百万円	－百万円
売掛金	5,787	－
有価証券及び投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの		
譲渡性預金	12,000	－
合計	31,157	－

(有価証券関係)

前連結会計年度 (平成29年3月31日)

1. その他有価証券 (平成29年3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表計上額	取得価額	差額
連結貸借対照表の計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,001百万円	1,160百万円	841百万円
連結貸借対照表の計上額が取得原価を超えないもの	株式	3	4	△0
合計		2,005	1,165	840

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 22百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 減損処理を行った有価証券 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当連結会計年度において、投資有価証券について0百万円 (非上場株式0百万円) 減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度 (平成30年3月31日)

1. その他有価証券 (平成30年3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表計上額	取得価額	差額
連結貸借対照表の計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,296百万円	1,160百万円	1,135百万円
	小計	2,296	1,160	1,135
連結貸借対照表の計上額が取得原価を超えないもの	株式	2	4	△2
	譲渡性預金	12,000	12,000	—
	小計	12,002	12,004	△2
合計		14,298	13,165	1,133

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 1,214百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 減損処理を行った有価証券 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度（平成29年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 買建				
	米ドル	買掛金	13,938百万円	8,643百万円	174百万円
	豪ドル	買掛金	1,789	1,322	112
	ユーロ	買掛金	119	62	6
合計			15,847	10,028	293

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 買建				
	米ドル	買掛金	16,722百万円	8,985百万円	△449百万円
	豪ドル	買掛金	1,322	867	57
	ユーロ	買掛金	62	—	9
合計			18,107	9,852	△382

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付制度としては退職一時金制度を設け、確定拠出制度としては確定拠出年金制度、中小企業退職金共済制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	1,620百万円
退職給付費用	230
退職給付の支払額	△193
<hr/>	
退職給付に係る負債の期末残高	1,656

(2) 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	1,656百万円
<hr/>	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,656
退職給付に係る負債	1,656
<hr/>	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,656

(3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	230百万円
----------------	--------

3. 確定拠出制度

退職給付費用	143百万円
--------	--------

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付制度としては退職一時金制度を設け、確定拠出制度としては確定拠出年金制度、中小企業退職金共済制度を設けております。

当社及び連結子会社が有する退職一時金制度は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	1,656百万円
退職給付費用	275
退職給付の支払額	△201
企業結合の影響による増減額	57
<hr/>	
退職給付に係る負債の期末残高	1,788

(2) 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	1,788百万円
<hr/>	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,788
退職給付に係る負債	1,788
<hr/>	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,788

(3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	275百万円
----------------	--------

3. 確定拠出制度

退職給付費用	169百万円
--------	--------

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
番組勘定損金算入限度超過額	923百万円	984百万円
減価償却費損金算入限度超過額	44	52
投資有価証券評価損	50	55
賞与引当金損金算入限度超過額	20	39
未払事業税	66	110
未払賞与	50	—
退職給付に係る負債	507	549
投資事業損失	5	4
貸倒引当金	44	80
為替予約	—	39
資産除去債務	25	40
減損損失	—	10
繰越欠損金	—	133
その他	128	264
繰延税金資産小計	1,866	2,366
評価性引当額	△59	△184
繰延税金資産合計	1,807	2,181
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△228	△317
企業結合に伴い識別された無形固定資産	—	△711
為替予約	△36	—
その他	△5	△4
繰延税金負債合計	△271	△1,033
繰延税金資産の純額	1,536	1,148

繰延税金資産の純額は、以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	1,142百万円	1,376百万円
固定資産－繰延税金資産	393	483
固定負債－その他	—	△711

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。		同 左

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 (株)IMAGICAティーヴィ
事業の内容 BS/CSデジタル放送、放送番組の企画・編成
自社番組制作及び映像制作受託
DVDの企画・制作・発売
ホテルのPAY TVシステム企画、販売、運営、コンテンツ供給

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、4K/8K、スマートTV等放送サービスの進化や、パーソナルデバイス普及によるコンテンツ視聴スタイルの変化といった中長期的な事業環境の変化を確実にとらえ、価値ある存在感を持った企業であり続けるため、中期経営ビジョンとして「VISION2020」を掲げ事業を推進しております。当該ビジョンでは「No.1 プレミアム・ペイチャンネル」としての収益基盤をより強固にすると同時に、プレミアム・チャンネル、プレミアム・コンテンツの幅を広げることで、2020年に向けて総合エンターテインメント・メディア企業への変革を目指しております。一方、(株)IMAGICAティーヴィは、衛星放送、ケーブルテレビ及びIPTVにおいて、「イマジカBS・映画」チャンネル及び「歌謡ポップスチャンネル」を提供するとともに、ホテル・法人向けの映像配信事業を行っております。今般、(株)IMAGICAティーヴィを当社グループに迎え入れることにより、当社及び対象事業の更なる成長と事業価値の最大化を目指していきたいと考えております。

本件取引を通じて、主として以下の効果を期待しております。

① メディアとしてのプレゼンス向上

(株)IMAGICAティーヴィと共に良質なコンテンツの制作力・プロデュース力を高め、メディアとして一層のチャンネル価値・ブランド価値を高めることを期待しております。

② シナジー効果の発現

(株)IMAGICAティーヴィの有する顧客基盤へのリーチをてこに、当社のプレミアム・メディアとしての更なる成長が可能となると考えており、同時に(株)IMAGICAティーヴィにおいても映画調達に関わるノウハウの強化、制作費・編成費の効率化等のシナジー効果が見込まれます。また、(株)IMAGICAティーヴィのホテル関連事業については、当社が中期ビジョンで掲げるサービス領域の拡大に資する他、調達・提供可能なコンテンツ領域が拡大すること等を通じて、同社事業の更なる成長を期待しております。

(3) 企業結合日

平成29年4月3日(株式取得日)
平成29年4月1日(みなし取得日)

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

(株)WOWOWプラス(平成29年10月1日付で商号変更しております)

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	2,986百万円
取得原価		2,986

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 120百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額

808百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生しております。

(3) 償却方法及び償却期間

12年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 1,305百万円

固定資産 2,450百万円

資産合計 3,756百万円

流動負債 694百万円

固定負債 884百万円

負債合計 1,578百万円

7. 取得原価のうちのれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその種類別の内訳並びに全体及び種類別の加重平均償却期間

主要な種類別の内訳	金額	加重平均償却期間
-----------	----	----------

顧客関連資産	2,129百万円	19年
--------	----------	-----

コンテンツ関連資産	34百万円	20年
-----------	-------	-----

無形固定資産合計	2,163百万円	19年
----------	----------	-----

8. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

期首日をみなし取得日としているため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社及び子会社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するため、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社は、本国（日本）において放送事業に関するサービスを行っており、当該サービスの一つとして当社の連結子会社である㈱WOWOWコミュニケーションズが当社及び外部から委託を受け、当社の顧客管理業務及びテレマーケティング業務を行っております。㈱WOWOWコミュニケーションズは、当社の顧客管理業務については当社戦略に基づき、テレマーケティング業務に関しては独自の戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、放送事業に関するサービスを行う単一の事業を行っており、放送衛星を使った放送事業に係るサービスを行う「放送」、放送事業に係る顧客管理業務を含む「テレマーケティング」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントごとの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額 (注)	連結財務諸 表計上額
	放送	テレマーケ ティング	計		
売上高					
外部顧客への売上高	73,428	4,825	78,253	—	78,253
セグメント間の内部売上高又は振替高	4	3,648	3,653	△3,653	—
計	73,432	8,474	81,906	△3,653	78,253
セグメント利益	10,083	57	10,141	—	10,141
セグメント資産	75,946	5,171	81,118	343	81,461
その他の項目					
減価償却費	2,945	180	3,125	—	3,125
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,564	301	1,865	—	1,865

(注) セグメント利益並びにセグメント資産の調整額は連結調整によるものです。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額 (注)	連結財務諸 表計上額
	放送	テレマーケ ティング	計		
売上高					
外部顧客への売上高	77,634	3,940	81,574	—	81,574
セグメント間の内部売上高又は振替高	17	3,769	3,787	△3,787	—
計	77,651	7,709	85,361	△3,787	81,574
セグメント利益	9,739	136	9,875	—	9,875
セグメント資産	82,209	5,442	87,651	△568	87,083
その他の項目					
減価償却費	2,547	165	2,712	—	2,712
のれん償却額	67	—	67	—	67
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	6,092	34	6,126	—	6,126

(注) セグメント資産の調整額△568百万円は、セグメント間の債権の相殺消去であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の重要なサービス区分と報告セグメントによる区分は一致しますため、記載しておりません。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

海外に所在する有形固定資産が存在しないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

主要な販売の相手先は一般視聴者であり、記載すべきものはありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の重要なサービス区分と報告セグメントによる区分は一致しますため、記載しておりません。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

海外に所在する有形固定資産が存在しないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

主要な販売の相手先は一般視聴者であり、記載すべきものはありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	放送	テレマーケティング	全社・消去	合計
減損損失	—	32	—	32

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	放送	テレマーケティング	全社・消去	合計
当期償却額	67	—	—	67
当期末残高	741	—	—	741

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

重要な負ののれん発生益は計上しておりません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

重要な負ののれん発生益は計上しておりません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

2. 重要な関連会社に関する注記

重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社は(株)放送衛星システムであり、その要約財務情報は以下のとおりです。

	前連結会計年度	当連結会計年度
流動資産合計	13,828百万円	14,264百万円
固定資産合計	46,635	48,155
流動負債合計	5,627	5,903
固定負債合計	26,619	26,734
純資産合計	28,217	29,782
売上高	11,994	12,010
税引前当期純利益金額	2,522	2,671
当期純利益金額	1,739	1,840

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	1,842.49円	2,037.52円
1株当たり当期純利益	251.94円	272.70円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益	6,800百万円	7,360百万円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	6,800百万円	7,360百万円
期中平均株式数	26,991,265株	26,991,185株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	98	70	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	41	44	—	平成31年(2019)～ 平成34年(2022)
合計	139	115	—	—

(注) 1. リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を計上しているため、「平均利率」については記載を省略しております。

2. リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	25	11	5	2

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	19,866	40,204	60,635	81,574
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	3,621	6,183	9,883	10,630
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(百万円)	2,469	4,285	6,870	7,360
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	91.48	158.77	254.54	272.70

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	91.48	67.29	95.76	18.16

(注) 第1四半期連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理を行っており、第3四半期連結会計期間において確定しておりますが、第1四半期及び第2四半期の関連する数値への影響はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,895	8,749
売掛金	4,333	4,768
有価証券	—	12,000
番組勘定	24,111	22,871
貯蔵品	54	29
前払費用	552	550
繰延税金資産	1,113	1,200
その他	1,240	1,719
貸倒引当金	△121	△174
流動資産合計	53,180	51,713
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,857	1,710
構築物	5	4
機械及び装置	3,507	2,705
工具、器具及び備品	677	467
建設仮勘定	5	1,870
有形固定資産合計	6,054	6,757
無形固定資産		
借地権	5,011	5,011
ソフトウェア	2,067	2,054
その他	12	12
無形固定資産合計	7,091	7,078
投資その他の資産		
投資有価証券	1,184	2,540
関係会社株式	6,505	9,587
敷金及び保証金	598	565
その他	544	593
貸倒引当金	△22	△83
投資その他の資産合計	8,811	13,203
固定資産合計	21,957	27,039
資産合計	75,137	78,753

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	22,688	19,277
未払金	629	1,054
未払費用	3,830	4,661
未払法人税等	1,490	1,924
賞与引当金	9	6
その他	801	971
流動負債合計	29,450	27,895
固定負債		
退職給付引当金	1,656	1,741
その他	124	315
固定負債合計	1,780	2,056
負債合計	31,231	29,952
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,000	5,000
資本剰余金		
資本準備金	2,601	2,601
その他資本剰余金	136	136
資本剰余金合計	2,738	2,738
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	29,700	33,900
繰越利益剰余金	8,851	9,517
利益剰余金合計	38,551	43,417
自己株式	△3,081	△3,081
株主資本合計	43,208	48,073
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	611	816
繰延ヘッジ損益	85	△90
評価・換算差額等合計	697	726
純資産合計	43,905	48,800
負債純資産合計	75,137	78,753

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	72,878	72,202
売上原価	40,628	40,062
売上総利益	32,249	32,140
販売費及び一般管理費	※1 22,325	※1 22,551
営業利益	9,924	9,588
営業外収益		
受取利息	14	19
受取配当金	204	188
為替差益	—	381
その他	34	28
営業外収益合計	254	618
営業外費用		
為替差損	298	—
その他	0	0
営業外費用合計	298	0
経常利益	9,879	10,205
特別利益		
固定資産売却益	0	—
特別利益合計	0	—
特別損失		
固定資産除却損	510	35
投資有価証券評価損	0	—
特別損失合計	510	35
税引前当期純利益	9,369	10,170
法人税、住民税及び事業税	2,881	3,327
法人税等調整額	23	△182
法人税等合計	2,905	3,145
当期純利益	6,463	7,025

【売上原価明細書】

項目	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比
番組費	26,948百万円	66.3%	26,822百万円	66.9%
技術費	2,730	6.7	2,752	6.9
プログラムガイド費	2,468	6.1	2,443	6.1
減価償却費	2,032	5.0	1,497	3.7
退職給付費用	195	0.5	196	0.5
役員報酬	63	0.2	64	0.2
賞与引当金繰入額	10	0.0	2	0.0
その他	6,179	15.2	6,283	15.7
売上原価	40,628	100.0	40,062	100.0

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本 準備金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金		利益剰余 金合計		
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	5,000	2,601	136	2,738	25,400	8,576	33,976	△3,081	38,634
当期変動額									
別途積立金の積立					4,300	△4,300	—		—
剰余金の配当						△1,889	△1,889		△1,889
当期純利益						6,463	6,463		6,463
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	4,300	274	4,574	△0	4,574
当期末残高	5,000	2,601	136	2,738	29,700	8,851	38,551	△3,081	43,208

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	508	63	571	39,205
当期変動額				
別途積立金の積立				—
剰余金の配当				△1,889
当期純利益				6,463
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	102	22	125	125
当期変動額合計	102	22	125	4,699
当期末残高	611	85	697	43,905

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金		利益剰余 金合計		
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	5,000	2,601	136	2,738	29,700	8,851	38,551	△3,081	43,208
当期変動額									
別途積立金の積立					4,200	△4,200	—		—
剰余金の配当						△2,159	△2,159		△2,159
当期純利益						7,025	7,025		7,025
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	4,200	666	4,866	△0	4,865
当期末残高	5,000	2,601	136	2,738	33,900	9,517	43,417	△3,081	48,073

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	611	85	697	43,905
当期変動額				
別途積立金の積立				—
剰余金の配当				△2,159
当期純利益				7,025
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	204	△175	28	28
当期変動額合計	204	△175	28	4,894
当期末残高	816	△90	726	48,800

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産

① 番組勘定

個別法に基づく原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

② 貯蔵品

先入先出法に基づく原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

(2) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

機械及び装置は定額法、その他は定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えて、期末自己都合要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、振当処理の要件を満たす為替予約については、振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 デリバティブ取引（為替予約取引等）

ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引は、為替変動リスクをヘッジすることを目的としており、投機的な取引は行わない方針です。

④ ヘッジの有効性評価の方法

各取引ごとにヘッジの有効性の評価を行うことを原則としておりますが、高い有効性があるとみなされる場合には、有効性の評価を省略しております。

⑤ その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

取引の実行及び管理は、「重要事項決裁規程」及び「経理規程」に従い、社長の承認を得て資金担当部門にて行っております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

前事業年度の貸借対照表において、「有形固定資産」の「その他」に含めておりました「建設仮勘定」は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「有形固定資産」の「その他」に表示しておりました5百万円は、「建設仮勘定」5百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりです。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
短期金銭債権	21百万円	55百万円
短期金銭債務	781	931

2 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。契約に基づく借入未実行残高は次のとおりです。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
当座貸越極度額	3,000百万円	3,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	3,000	3,000

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度73%、当事業年度74%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度27%、当事業年度26%です。主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
代理店手数料	5,207百万円	5,264百万円
広告宣伝費	4,113	5,040
カスタマーセンター費	2,364	2,094
減価償却費	839	821
退職給付費用	164	223
貸倒引当金繰入額	113	223

2 関係会社との取引高は次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	4百万円	81百万円
仕入高	7,029	7,417
営業取引以外の取引による取引高	186	174

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式5,403百万円、関連会社株式3,210百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式2,451百万円、関連会社株式3,210百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
番組勘定損金算入限度超過額	923百万円	984百万円
減価償却費損金算入限度超過額	14	22
投資有価証券評価損	50	50
賞与引当金損金算入限度超過額	3	1
未払事業税	64	102
未払賞与	50	—
退職給付引当金	507	533
投資事業損失	5	4
貸倒引当金	44	78
為替予約	—	39
資産除去債務	20	30
その他	60	119
繰延税金資産合計	1,744	1,966
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△228	△317
為替予約	△36	—
その他	△5	△4
繰延税金負債合計	△271	△321
繰延税金資産の純額	1,472	1,644

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率と税効果 会計適用後の法人税等の 負担率との間の差異が法 定実効税率の100分の5 以下であるため注記を省 略しております。	同 左

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	1,857	80	0	228	1,710	3,786
	構築物	5	—	—	0	4	47
	機械及び装置	3,507	389	30	1,162	2,705	9,315
	工具、器具及び備品	677	83	14	278	467	1,577
	建設仮勘定	5	1,918	53	—	1,870	—
	計	6,054	2,472	98	1,670	6,757	14,726
無形固定資産	借地権	5,011	—	—	—	5,011	—
	ソフトウェア	2,067	685	—	698	2,054	4,196
	その他	12	—	—	0	12	303
	計	7,091	685	—	699	7,078	4,500

(注) 「当期増加額」のうち主なものは、次のとおりです。

1. 機械及び装置の増加額は、放送センターのVTRテープのアーカイブ設備130百万円等です。
2. 建設仮勘定の増加額は、放送センター社屋拡張工事1,868百万円です。
3. ソフトウェアの増加額は、顧客管理システムの更新213百万円、WOWOWオンラインウェブサイトの更新118百万円等ITシステムに関連する投資です。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	143	224	110	257
賞与引当金	9	6	9	6

(2)【主な資産及び負債の内容】

当社は連結財務諸表を作成しておりますため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	中間配当 9月30日 期末配当 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 買取手数料	該当なし 該当なし 該当なし
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://corporate.wowow.co.jp
株主に対する特典	株主優待 (1) 対象株主 毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された100株以上所有の株主。 (2) 優待内容 WOWOW視聴料3カ月無料またはWOWOW特製QUOカード2,000円分 (*継続所有期間2年以上の場合は、WOWOW視聴料4カ月無料)。
外国人等の株主名簿への記録の制限	当社は、次の各号に掲げる者(以下、「外国人等」という)が当社の議決権の5分の1以上を占めることとなるときは、放送法の規定に従い、外国人等の取得した株式について、株主名簿に記録することを拒むことができる。 (1) 日本の国籍を有しない人 (2) 外国政府またはその代表者 (3) 外国の法人または団体

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社に金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第33期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月26日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成29年6月26日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第34期第1四半期（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）平成29年8月14日関東財務局長に提出

第34期第2四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）平成29年11月14日関東財務局長に提出

第34期第3四半期（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日）平成30年2月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成29年6月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書です。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年 6月21日

株式会社WOWOW

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 栄司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清本 雅哉

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社WOWOWの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社WOWOW及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社WOWOWの平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社WOWOWが平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年 6月21日

株式会社WOWOW

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 栄司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清本 雅哉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社WOWOWの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社WOWOWの平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月22日
【会社名】	株式会社WOWOW
【英訳名】	WOWOW INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 晃
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目2番20号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長である田中晃は、当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表しました「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成30年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析しました上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社2社を対象として行いました全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社1社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び番組勘定に至る業務プロセスを評価の対象としました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っております事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案しまして重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施しました結果、平成30年3月31日現在の当社及び連結子会社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。